

群馬県公共施設等総合管理計画

令和8年3月

群馬県

目次

はじめに

第1章 計画策定の目的

1 策定の目的	1
2 位置付け	1
3 計画期間	1
4 対象施設の範囲	1

第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

1 公共施設等の状況	3
(1) 公共建築物の状況	3
(ア) 公共建築物の保有状況	
(イ) 老朽化の状況	
(ウ) 耐震化の状況	
(2) インフラ施設の状況	8
(ア) 土木系施設の状況	
(イ) 公営企業施設の状況	
(ウ) 土木系施設の老朽化の状況	
(エ) 公営企業施設の老朽化の状況	
(3) 未利用資産の状況	11
(4) これまでの取組	12
(ア) 施設総量の適正化	
(イ) 県有施設長寿命化	
(ウ) 未利用地の処分	
2 人口の推移・推計	14
(1) 総人口の推移と将来見通し	
(2) 年齢3階層別人口比率の推移と見通し	
3 財政に係る状況	16
4 中長期的な費用の見込み	17
5 公共施設等に関する課題	18
(1) 公共施設等の一斉老朽化への対応	
(2) 社会構造の変化や新たなニーズへの対応	
(3) 限られた財源による対応とコストの平準化	

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1	基本的な考え方	19
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 基本的な視点	
2	取組の推進方向	20
3	取組方針	21
	(1) 総量適正化の推進方針	
	(2) 点検・診断等の実施方針	
	(3) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	
	(4) 安全確保の実施方針	
	(5) 耐震化の実施方針	
	(6) 長寿命化の実施方針	
	(7) 効率的な管理運営・資産活用の推進方針	
4	計画の推進体制・方策	27
	(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有	
	(2) 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策	
	(3) PDCA サイクルの実施	
	(4) 個別施設計画（分野別・類型別計画）の策定	
5	計画期間における管理目標	29

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1	公共建築物（建物系施設）	31
	(1) 庁舎等	
	(2) 県営住宅	
	(3) 県立学校	
	(4) 警察施設	
	(5) 地方独立行政法人施設	
2	インフラ施設（土木系施設）	36
	(1) 道路	
	(2) 河川	
	(3) 砂防関係施設	
	(4) 都市公園	
	(5) 下水道	
	(6) 治山施設	
	(7) 土地改良施設	
	(8) 交通安全施設	
	(9) 空港	

3	インフラ施設（公営企業施設）	45
	（1）電気事業施設	
	（2）工業用水道事業施設	
	（3）水道事業施設	
	（4）施設管理事業施設	
	（5）病院事業施設	

はじめに

本県では、昭和 40 年代から 50 年代にかけて大量に整備された公共施設等の老朽化が進行していることから、今後、多くの公共施設等が一斉に大規模改修や更新の時期を迎え、多額の費用が発生することが見込まれています。

その一方で、人口減少・少子高齢化をはじめとする社会経済情勢の変化を背景に、財政状況は厳しさを増しており、公共施設等の維持管理・更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが喫緊の課題となっています。

本県では、公共施設等の老朽化対策として、庁舎や学校等の公共建築物については、「ファシリティマネジメント」の考え方を取り入れ、平成 25 年 3 月に「群馬県県有財産活用基本方針」を策定し、県有財産（建築物・土地）の量、質、コストの最適化に向けた取組を進めるとともに、道路や河川等の主要なインフラ施設については、分野別・類型別の長寿命化計画を策定し、施設特性に応じた効率的・効果的な維持管理に取り組んできました。

このような中、国では、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、当該基本計画により、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方針が示され、国や地方公共団体等が一丸となって戦略的な維持管理・更新等を推進することとなりました。

こうした国の動きと歩調を合わせて、本県では、これまでの取組や既存計画等との整合に留意しながら、全庁的・長期的な視点に立って、機能集約や長寿命化、利活用促進等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針として、平成 28 年 3 月に「群馬県公共施設等総合管理計画」策定しました。

今回、平成 28 年に策定した計画の計画期間である 10 年を経過するに当たり、この間の取組状況や情勢の変化を踏まえ、内容の改訂を行うものです。

なお、本計画は、「インフラ長寿命化基本計画」に基づく本県の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」及び平成 26 年 4 月総務大臣通知により各地方公共団体に策定要請のあった本県の「公共施設等総合管理計画」とします。

（改定履歴）

平成 28 年	3 月	策定
令和 元年	11 月	一部改定
令和 4 年	3 月	一部改定
令和 6 年	3 月	一部改定
令和 8 年	3 月	全部改定

第1章 計画策定の目的

1 策定の目的

本計画は、公共施設等の状態や中長期的な維持管理・更新等に係る費用など、老朽化対策等の推進に必要な情報を蓄積・充実させながら、機能集約や長寿命化、利活用促進等の取組を総合的に進めることで将来負担の軽減を図るとともに、県民生活や経済活動の安全・安心を確保し、必要なサービスや機能を持続的に提供することを目的とします。

2 位置付け

本計画は、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成26年4月22日付総財務第75号総務省自治財政局財務調査課長通知）等を踏まえ、「群馬県行財政改革大綱」で定める公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための全庁的な方針とします。

なお、本県では、建築物・土地を対象に、県有財産の有効活用に関する基本的な考え方を示した「群馬県県有財産活用基本方針」（平成25年3月策定）を策定していましたが、本計画は、同方針に示す基本的な考え方や方向性を継承するとともに、インフラ施設も含めて、平成28年3月に「群馬県公共施設等総合管理計画」として改めて取りまとめたものです。

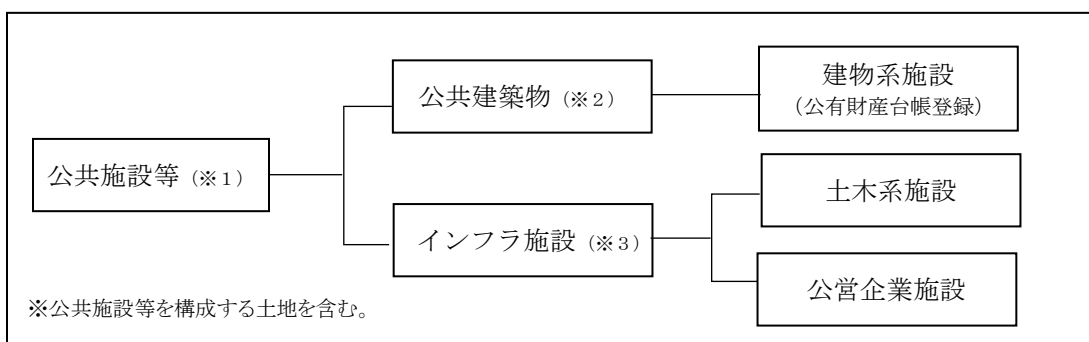
3 計画期間

本計画の対象となる期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。なお、計画期間内であっても、必要に応じた見直しや本計画に基づく取組の細目の策定は随時行うこととします。

（参考）前回計画期間：平成28年度から令和7年度（10年間）

4 対象施設の範囲

本計画の対象とする施設は、本県が所有又は管理する全ての公共施設等とし、「公共建築物（建築系施設）」と「インフラ施設（土木系施設、公営企業施設）」に区分します。



（※1）「公共施設等」とは、公共施設、公用施設等の建築物その他の工作物等をいう。具体的には、公共建築物（ハコモノ）の他、道路・河川等の土木構造物、公営企業の施設等も含むものと本計画では定義する。

（※2）本計画における「公共建築物」とは、公有財産台帳に登録された庁舎や学校等の建築物等を有する建物系施設及び県が出資する地方独立行政法人が所有する施設（県立大学）とする。

（※3）本計画における「インフラ施設」とは、道路や河川等の土木系施設、電気事業や水道事業、病院事業等の公営企業会計に係る施設とし、県民の生命・財産を守り社会生活や経済活動を支える基盤を形成する施設等とする。

【対象施設の類型】

施設区分		施設類型	主な施設
公共建築物	建物系施設	庁舎等	庁舎系施設、県民利用施設、職員公舎 等
		県営住宅	県営住宅
		県立学校	高等学校、特別支援学校 等
		警察施設	警察庁舎、交番・駐在所 等
		地方独立行政法人施設	県立大学
インフラ施設	土木系施設	道路	舗装、橋梁、トンネル 等
		河川	排水機場、堤防、ダム 等
		砂防関係施設	砂防堰堤、床固工、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設 等
		都市公園（※4）	都市公園
		下水道（※4）	処理場、ポンプ場、管渠 等
		林道	舗装（県有林内）
		治山施設	治山ダム、地すべり防止施設 等
		土地改良施設（※5）	農業用ダム・ため池、調整池、頭首工、用排水機場、水路、農道、地すべり防止施設 等
		交通安全施設	信号機、信号柱、車両灯器、歩行者灯器 等
		空港	ヘリポート
	公営企業施設	電気事業施設	発電所 等
		工業用水道事業施設	浄水場、管路 等
		水道事業施設	浄水場、管路 等
		施設管理事業施設	ゴルフ場、格納庫、賃貸ビル
		団地造成事業・その他施設	事務所、団地設備
病院事業施設		県立病院 等	

（※4）施設類型「都市公園」及び「下水道」の建築物は、公有財産台帳に登録された財産であるが、土木施設全体の枠組みで対策を検討していることから「インフラ施設」に分類する。

（※5）施設類型「土地改良施設」については、多くの施設が土地改良区等により管理されているが、本県が補修・更新等に係る一定の財政負担を負うことが見込まれるため、対象施設の範囲に含める。

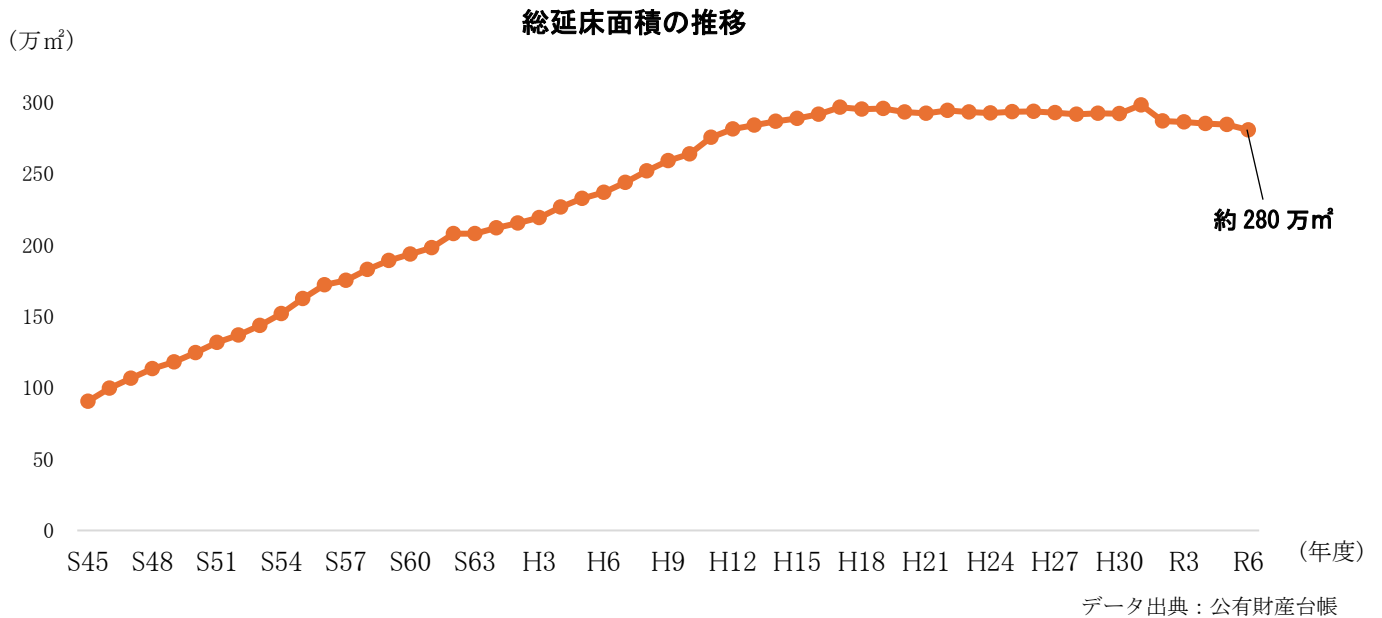
第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

1 公共施設等の状況

(1) 公共建築物の状況

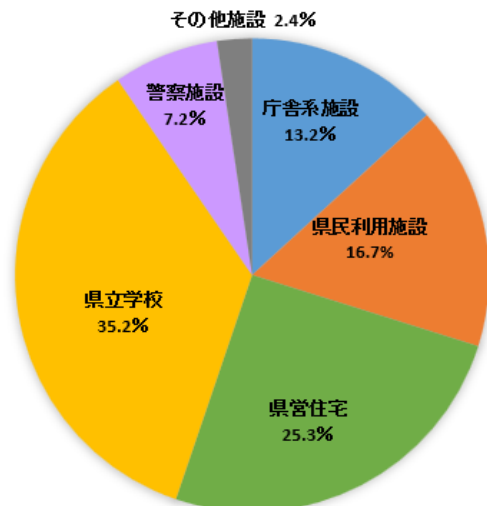
(ア) 公共建築物の保有状況

本県では、人口増加やそれに伴う行政需要の増大に合わせて、県有施設の整備等を進めてきた結果、令和6年度末時点で総延床面積は約280万㎡という膨大なストックを保有しています。延床面積の構成比をみると、県立学校（高等学校等）が35.2%、県営住宅が25.3%、県民利用施設が16.7%、庁舎系施設が13.2%などとなっています。



総延床面積の構成比（令和6年度末時点）

施設類型		延床面積 (㎡)	構成比
庁舎等	庁舎系施設	369,674.42	13.2%
	県民利用施設	467,341.06	16.7%
県営住宅		710,796.32	25.3%
県立学校		986,783.90	35.2%
警察施設		201,849.78	7.2%
その他施設		66,648.29	2.4%
合計		2,803,093.77	100%

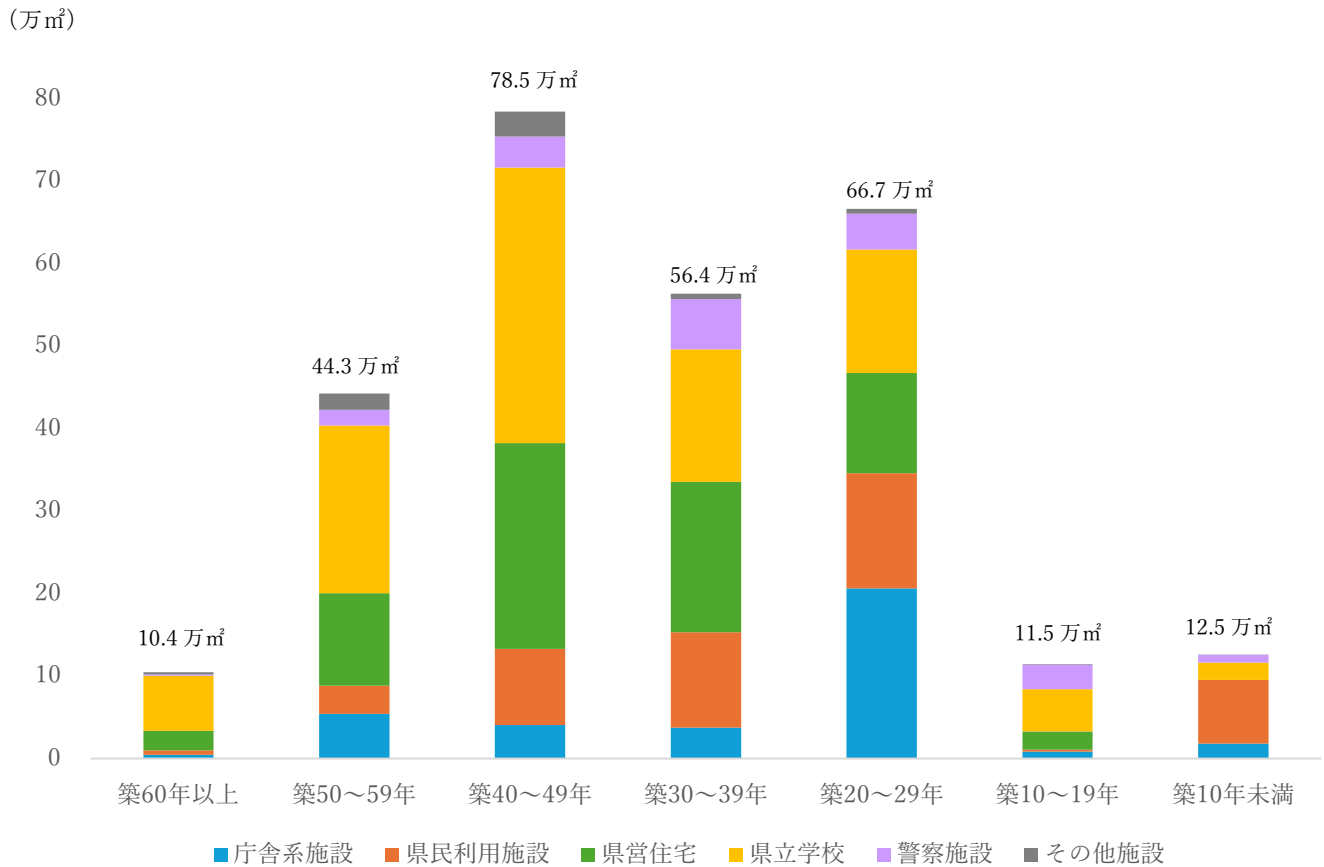


(イ) 老朽化の状況

公共建築物を築年数別にみると、全体の約 68%が築 30 年以上経過しており、特に県営住宅や県立学校の老朽化が進行しています。

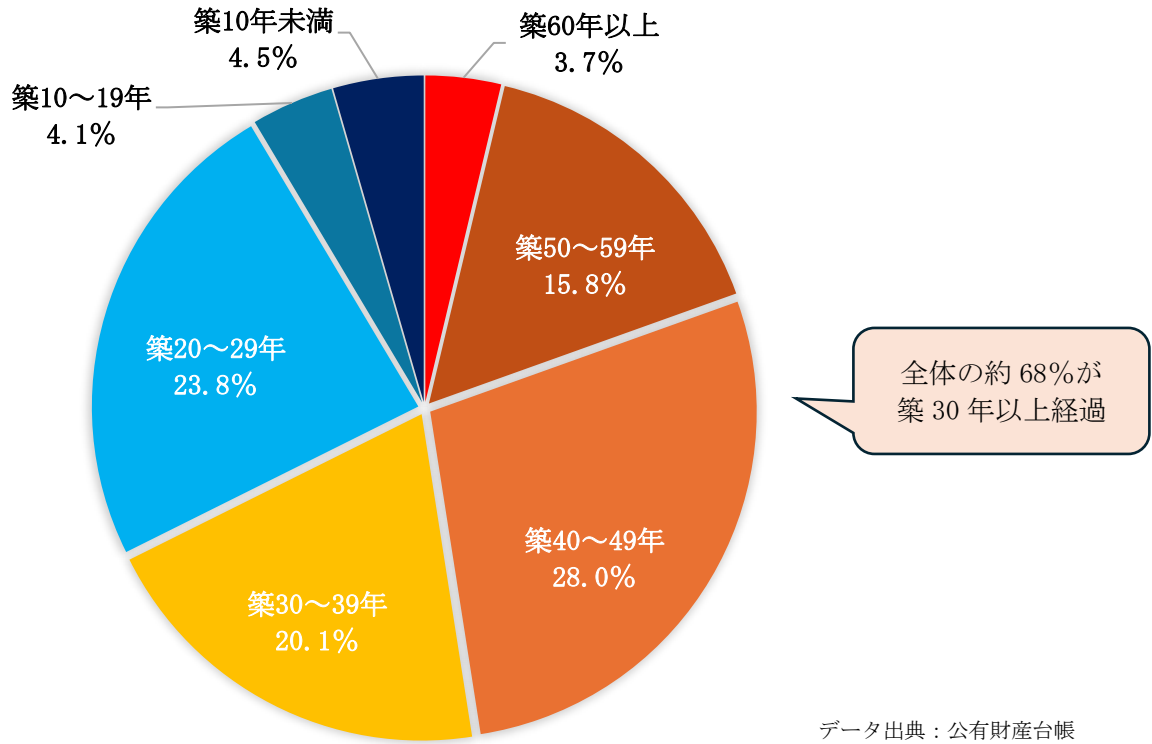
現状の建物数・規模をそのまま維持することを前提にした場合、10 年後には築 30 年以上の建築物が約 91%にまで増加すると見込まれるため、今後は大規模改修や更新時期が集中することが予想されます。

経過年数別延床面積（令和 6 年度末時点）

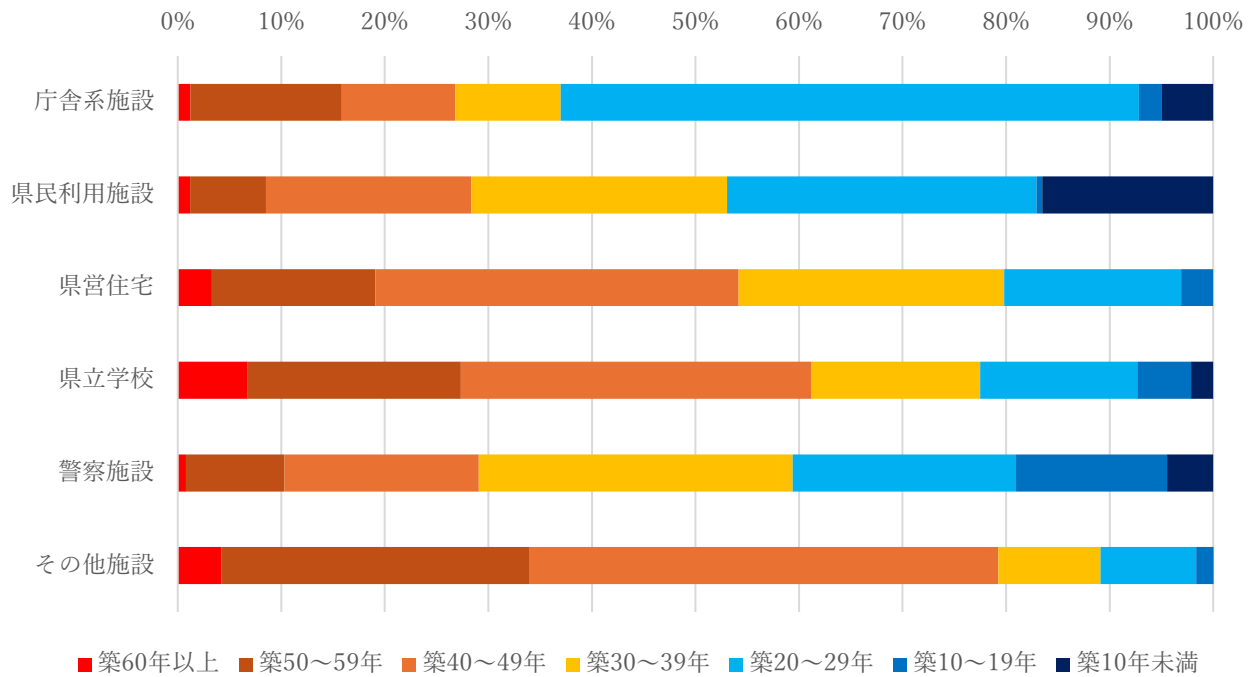


データ出典：公有財産台帳

経過年数別延床面積の割合（全体：令和6年度末時点）



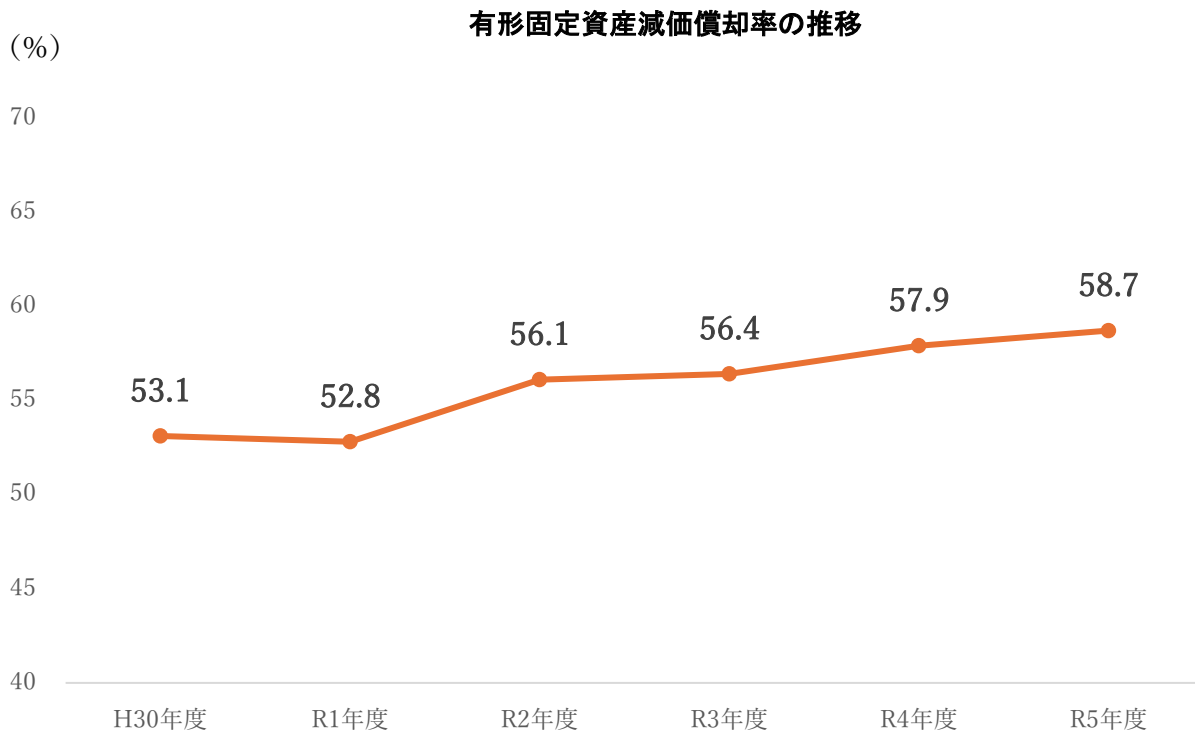
経過年数別延床面積の割合（施設類型別：令和6年度末時点）



また、群馬県における有形固定資産減価償却率は以下のとおりです。

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち土地以外の償却資産（建物）の耐用年数に対して、その資産の取得時点からどの程度経年しているかを表す指標です。この比率が高いほど、使用期間が耐用年数に近い資産が多いことを示します。

なお、長寿命化工事による使用期間の延長などの効果がこの比率に反映されないため、施設等の老朽度合いや危険度などを直接的に示すものではありませんが、使用期間が耐用年数に迫る施設等もあることから、計画的な施設等の老朽化対策、集約化などに取り組んでいく必要があります。



データ出典：財政状況資料集（総務省）

(ウ) 耐震化の状況

県有施設は多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たしていることから、耐震性を確保する必要があります。

本県では建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、令和3年4月に「群馬県耐震改修促進計画(2021-2025)」を策定し、令和3年度から令和7年度までを計画期間として住宅や不特定多数が利用する公共用の施設(特定建築物(※6)及び対象建築物等)を中心に、耐震化(新耐震基準と同等以上の耐震性能の確保)の促進に取り組んでいます。県有施設の耐震化状況については、令和6年度末現在で96.4%となっています。(※7)

【県有建築物の用途別耐震化状況(令和6年度末時点)】

用途	耐震化率	全棟数	新耐震	旧耐震	耐震性			耐震性 無・不明	
					耐震性有	診断結果 耐震性有	耐震改修 済み		
学校	100.0%	760	433	327	327	155	172	0	
病院等	100.0%	33	31	2	2	1	1	0	
集会場等	80.8%	26	17	9	4	2	2	5	
店舗等	100.0%	11	9	2	2	0	2	0	
ホテル等	100.0%	8	3	5	5	5	0	0	
賃貸共同住宅等	95.5%	596	344	252	225	218	7	27	
福祉施設等	100.0%	21	13	8	8	4	4	0	
公益上必要 な建築物	消防庁舎	-	0	0	0	0	0	0	
	警察庁舎	99.0%	103	90	13	12	5	7	1
	一般庁舎	94.4%	54	23	31	28	17	11	3
その他	90.2%	367	222	145	109	69	40	36	
計	96.4%	1,979	1,185	794	722	476	246	72	

データ出典：県有建築物耐震化状況台帳(建築課)

(※6) 「特定建築物」とは、不特定多数利用施設や避難施設等で一定規模以上のもので積極的に耐震化を図るべき建築物をいう。

(※7) 小規模建築物及び常時人が使用しない建築物を除く。

(2) インフラ施設の状況

(ア) 土木系施設の状況

本県が管理する道路、河川、都市公園等の土木系施設は、道路の舗装延長 3,280km、橋梁 3,458 橋、河川の流路延長 2,712km、都市公園 5 施設・面積 221ha など、膨大かつ多種多様なストックで構成されています。また、土地改良施設では、本県の管理ではないものの、補修・更新等による一定の財政負担が見込まれる施設もあります。

(令和 7 年 4 月 1 日時点)

施設類型	施設数量等
道 路	舗装（県管理）288 路線／総延長 3,280km 橋梁（県管理）3,458 橋 トンネル 65 本、横断歩道橋 119 橋、道路照明 7,005 基ほか県管理の道路施設等
河 川	河川（県管理）3 水系、6 湖沼、429 河川、流路延長 2,712km ダム 7 施設、排水機場 8 施設、堰 8 施設、水門・樋門・樋管 13 施設 浄化施設 2 施設、除塵機 1 施設、陸こう 2 施設、調節池 21 池、堤防 413km
砂防関係施設	砂防堰堤 1,237 基、床固工 238 基、溪流保全工箇所 1,430 箇所、 地すべり防止施設 68 箇所、急傾斜地崩壊防止施設 653 箇所、雪崩防止施設 6 箇所
都市公園	5 施設／221ha
下 水 道	管渠 251km、処理場 6 施設、ポンプ場 9 施設
林 道	舗装（県有林内）7 路線／総延長 17.3km／60,550 m ²
治山施設	治山ダム 18,008 基、地すべり防止施設（集水井）132 基 等
土地改良施設	農業用ダム・ため池 492 箇所、調整池 80 施設、頭首工 33 施設、用排水機場 21 施設、 水路 203 施設／約 508km、農道 4 路線／25km、地すべり防止施設（集水井）14 基
交通安全施設	信号機 4,171 基、信号柱 20,090 本、車両灯器 24,096 灯、歩行者灯器 22,281 灯 等
空港	ヘリポート 1 箇所

(イ) 公営企業施設の状況

公営企業は、電気や水の供給、医療の提供など県民の生活や地域の発展に不可欠な事業を行っています。公営企業が管理する主な施設は、発電所等の電気事業施設が 42 施設、浄水場等の水道事業施設が 4 施設、県立病院等の病院事業施設が 8 施設となっています。

(令和 7 年 4 月 1 日時点)

施設類型	施設数量等
電気事業施設	発電所 36 施設、事務所 5 施設
工業用水道事業施設	浄水場 2 施設、管路
水道事業施設	浄水場 2 施設、発電設備 2 施設、管路
施設管理事業施設	ゴルフ場 4 施設、格納庫 1 施設、賃貸ビル 1 施設
団地造成事業・その他施設	事務所 2 施設、団地設備 1 施設
病院事業施設	県立病院 4 施設、宿舍等 4 施設

(ウ) 土木系施設の老朽化の状況

土木系施設については、高度経済成長期以降に建設された多くの施設がこれから更新時期を迎えます。橋梁については、3,458 橋のうち建設後 50 年以上を経過した施設が、全体の約 46%となっており、10 年後には約 58%に増加することが見込まれます。

【主な土木系施設の状況（建設年度別・経過年数別）】

類型	主な施設	数量	建設年度別・経過年数別の分類							不明
			～S40	S41～S50	S51～S60	S61～H7	H8～H17	H18～H27	H28～	
			60 年以上	50～59 年	40～49 年	30～39 年	20～29 年	10～19 年	10 年未満	
道 路	橋梁	3,458 橋	925	656	412	349	210	143	98	665
			26.7%	19.0%	11.9%	10.1%	6.1%	4.1%	2.8%	19.2%
	トンネル	65 本	9	9	14	12	13	6	2	-
			13.8%	13.8%	21.5%	18.5%	20.0%	9.2%	3.1%	-
	横断歩道橋	119 橋	0	70	21	7	8	11	2	-
			0.0%	58.8%	17.6%	5.9%	6.7%	9.2%	1.7%	-
	道路照明	8,683 基	12	167	306	1370	2,354	1,946	2,000	528
			0.1%	1.9%	3.5%	15.8%	27.1%	22.4%	23.0%	6.1%
河 川	排水機場	8 施設	0	0	0	4	2	2	0	-
			0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	25.0%	25.0%	0.0%	-
	水門・堰	26 施設	2	1	8	5	7	3	0	-
			7.7%	3.9%	30.8%	19.2%	26.9%	11.5%	0.0%	-
	ダム	7 施設	0	0	2	3	2	0	0	-
			0.0%	0.0%	28.6%	42.9%	28.6%	0.0%	0.0%	-
砂 防 係	砂防堰堤	1,237 基	508	215	151	147	128	74	14	-
			41.1%	17.4%	12.2%	11.9%	10.3%	6.0%	1.1%	-
	地すべり防止施設	68 箇所	3	2	8	14	23	17	1	-
			4.4%	2.9%	11.8%	20.6%	33.8%	25.0%	1.5%	-
	急傾斜地崩壊防止施設	653 箇所	206	7	77	163	149	39	12	-
			31.5%	1.1%	11.8%	25.0%	22.8%	6.0%	1.8%	-
都 市 公 園	公園施設	1,122 施設	4	4	48	270	266	188	114	228
			0.4%	0.4%	4.3%	24.1%	23.7%	16.8%	10.2%	20.3%
下 水 道	管渠	251km	0	0	40.6	97.5	83.4	22.5	7.0	-
			0.0%	0.0%	16.6%	40.0%	34.2%	9.2%	2.8%	-
	処理場	6 処理場	0	0	1	2	1	2	0	-
			0.0%	0.0%	16.7%	33.3%	16.7%	33.3%	0.0%	-
土 地 改 良	地すべり防止施設 (集水井)	14 基	0	0	0	0	3	9	2	-
			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	21.4%	64.3%	14.3%	-
交 通 安 全	信号機	4,171 基	0	0	0	31	868	1,502	1,770	-
			0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	20.8%	36.0%	42.4%	-
	信号柱	20,090 本	0	128	2,506	2,816	5,461	5,690	3,489	-
			0.0%	0.6%	12.5%	14.0%	27.2%	28.3%	17.4%	-
空 港	ヘリポート	1 箇所	0	0	0	1	0	0	0	-
			0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-

(エ) 公営企業施設の老朽化の状況

公営企業は、料金収入により独立採算の原則のもとで経営を行っており、各事業が管理する施設の維持管理・更新等については、それぞれの経営状況等を踏まえ、計画的な投資を行っています。建設後 50 年を経過した発電所などの施設については、更新時期を迎えつつあります。

【主な公営企業施設の状況（建設年度別・経過年数別）】

類型	主な施設	数量	建設年度別・経過年数別の分類							不明
			～S40	S41～S50	S51～S60	S61～H7	H8～H17	H18～H27	H28～	
			60年以上	50～59年	40～49年	30～39年	20～29年	10～19年	10年未満	
電気事業 施設	発電所	36 施設	6	7	6	3	7	4	3	-
			16.7%	19.4%	16.7%	8.3%	19.4%	11.1%	8.3%	-
	事務所	5 施設	2	1	0	1	1	0	0	-
			40.0%	20.0%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	0.0%	-
工業用水道 事業施設	浄水場	2 施設	0	1	1	0	0	0	0	-
			0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
水道事業 施設	浄水場	2 施設	0	0	1	0	1	0	0	-
			0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	-
	発電設備	2 施設	0	0	0	1	0	1	0	-
			0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	-
施設管理 事業施設	ゴルフ場 (クラブハウス)	4 施設	0	0	2	1	0	1	0	-
			0.0%	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	-
	格納庫等	2 施設	0	0	0	1	1	0	0	-
			0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	-
団地造成事業 ・その他施設	事務所	2 施設	0	0	0	0	2	0	0	-
			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%	0.0%	0.0%	-
	団地設備	1 施設	0	0	0	0	0	0	1	-
			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%	-
病院事業 施設	県立病院	28 棟	0	0	11,760	27,100	16,061	43,834	2,274	-
			0.0%	0.0%	11.6%	26.8%	15.9%	43.4%	2.3%	-
	宿舍等	15 棟	0	89	1,551	744	3,879	21	0	-
			0.0%	1.4%	24.7%	11.8%	61.7%	0.3%	0.0%	-

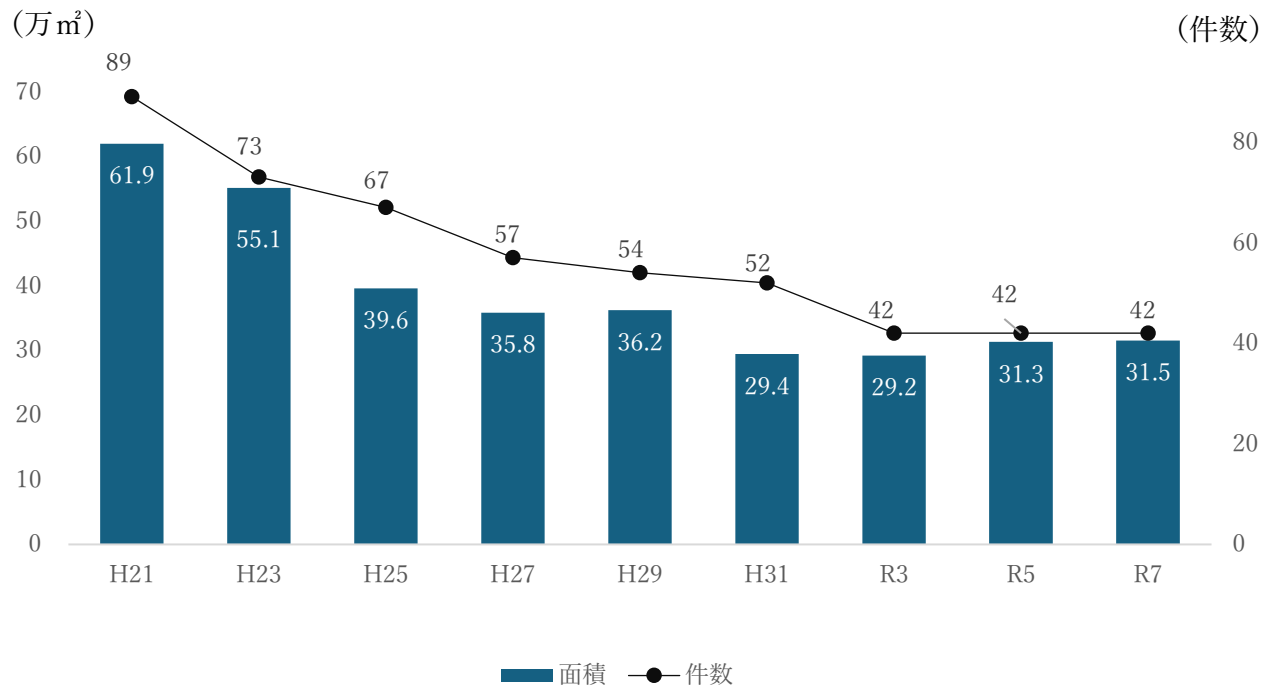
(3) 未利用資産の状況

本県が所有する土地のうち、具体的な利用計画のない未利用地・低利用地（以下「未利用地等」という。）は減少傾向にあり、令和7年4月1日時点で約31.5万㎡となっています。

未利用地等については、除草や不法投棄対応など周辺環境保全のための管理経費が発生することから、これまで、売却を含めた有効活用を検討し、未利用地等の縮減に取り組んできました。

一方で、土地の形状や規模、法規制等の理由により、早期の売却が困難な未利用地等も少なくない状況となっています。

未利用地等の推移



各年度の4月1日時点の面積及び件数

(4) これまでの取組

(ア) 施設総量の適正化

【公共建築物における取組状況（平成 28 年度～令和 7 年度）】

内容	実績
知事部局庁舎の集約化	平成 28 年度：3 件 平成 29 年度：1 件 令和 3 年度：1 件 令和 4 年度：1 件 令和 7 年度：1 件
県営住宅の廃止	平成 31 年度：1 件 令和 3 年度：2 件 令和 4 年度：2 件 令和 6 年度：1 件
県立高校の統廃合	平成 30 年度：2 件 令和 3 年度：2 件 令和 7 年度：1 件
警察施設（職員宿舎、署長公舎等）の廃止	平成 28 年度：1 件 平成 29 年度：1 件 平成 30 年度：3 件 令和 2 年度：6 件 令和 3 年度：11 件 令和 4 年度：8 件 令和 5 年度：4 件 令和 6 年度：4 件

(イ) 県有施設長寿命化

県が保有する一定規模以上の施設の長寿命化工事、建替、機能集約等に係る財政負担の平準化を図るため、令和 6 年度に新たに県有施設長寿命化等推進基金を設置しました。

※令和 7 年 4 月 1 日時点の積立額：5.4 億円

(ウ) 未利用地の処分

未利用地について、県による再利用、国又は地元市町村による有効利用の見込みのないものは、民間への売払いを行っています。

売払いにあたっては、通常的一般競争入札及び随意契約のほか、インターネットによる入札や、不動産業者の媒介制度等も活用してさらなる売却の促進を図っています。

【未利用地等の売却実績】

年度	売却件数	売却面積 (㎡)	売却金額 (千円)
平成28年度	11件	5,470㎡	287,256千円
平成29年度	24件	28,402㎡	1,513,210千円
平成30年度	15件	60,929㎡	833,718千円
令和元年度	13件	35,093㎡	701,674千円
令和2年度	11件	8,360㎡	276,642千円
令和3年度	17件	50,838㎡	424,639千円
令和4年度	15件	17,699㎡	367,090千円
令和5年度	11件	6,445㎡	115,440千円
令和6年度	9件	4,572㎡	66,401千円

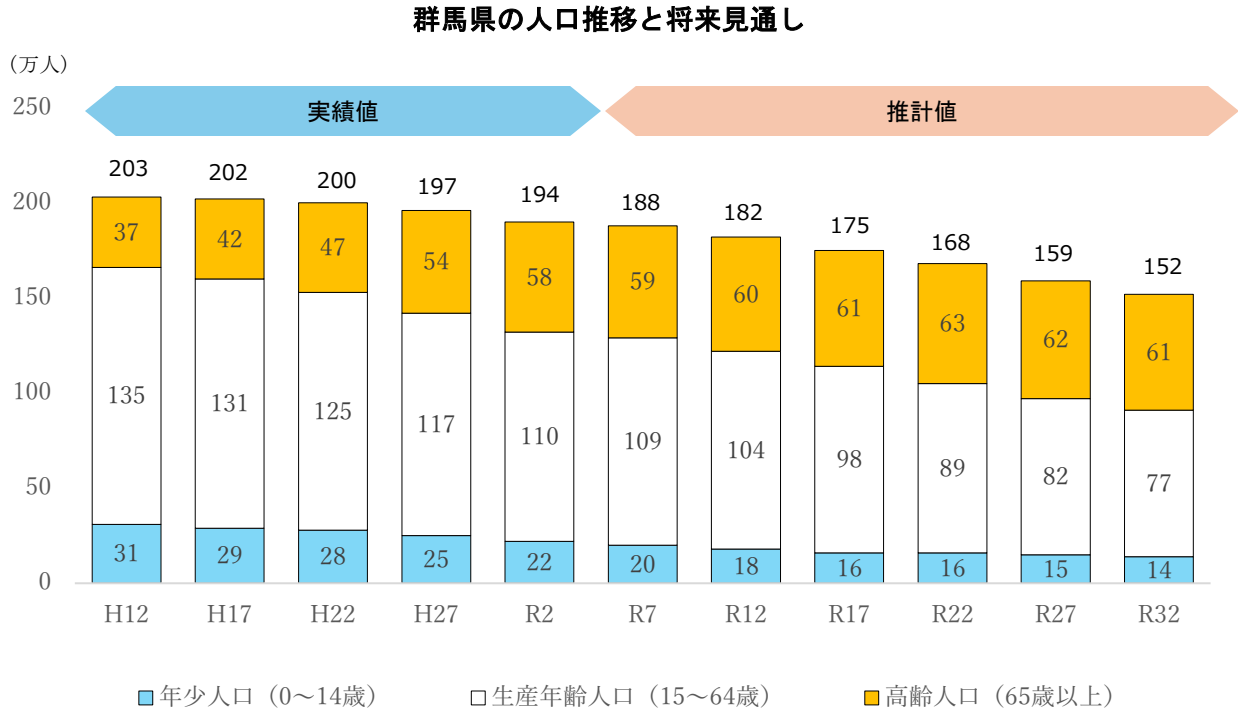
※企業局及び病院局による売払いも含む

2 人口の推移・推計

(1) 総人口の推移と将来見通し

本県の人口は減少傾向に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、令和32年には、基準年の令和2年と比較して約42万人（約22%）の人口が減少すると予測されています。

今後、現状の公共施設等がそのまま維持されれば、将来は人口に比べて数量や規模が過大な状態になることが見込まれます。



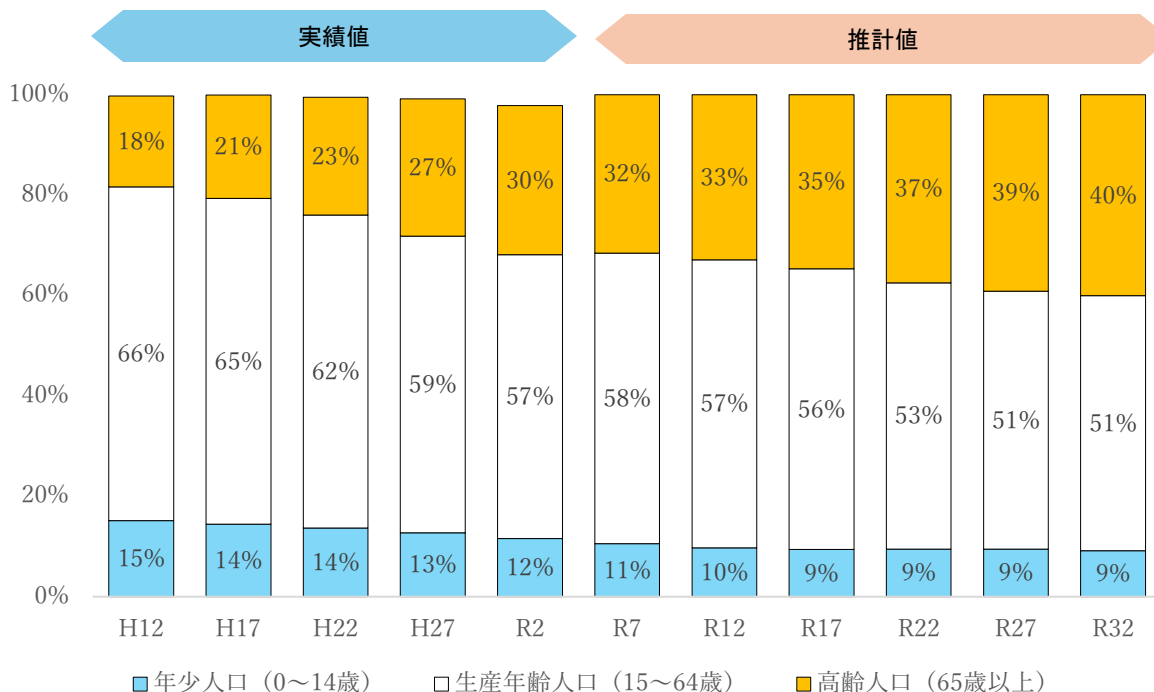
データ出典：国勢調査結果（総務省統計局）及び「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

※年齢不詳がいるため各年代別の内訳と合計が一致しない場合がある（国政調査）。

(2) 年齢3階層別人口比率の推移と見通し

少子高齢化の進行により人口構成にも大きな変動が見られます。本県の年齢3階層別人口比率は、高齢人口比率が増加傾向、年少人口比率が減少傾向にあります。今後もその傾向が一層顕著になり、令和32年には高齢人口比率が40%に達し、生産年齢人口比率が51%まで減少するものと推計されています。このため、公共施設等の利用ニーズが大きく変化していくと予想されます。

年齢3階層別人口比率の推移と見通し



データ出典：国勢調査結果（総務省統計局）及び「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

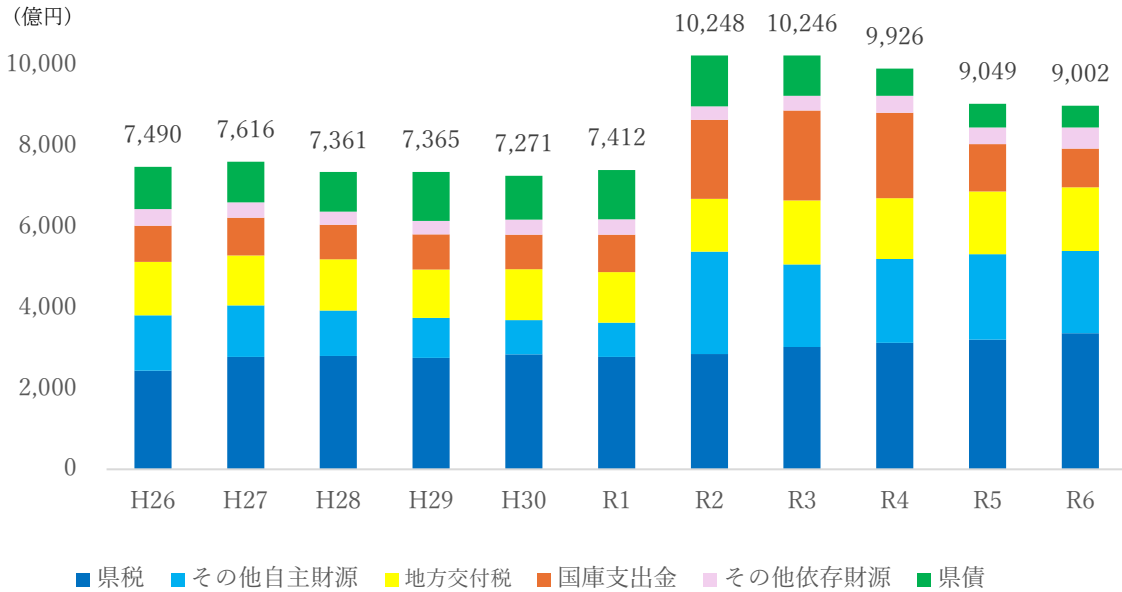
※年齢不詳がいるため合計が100%にならない場合がある（国勢調査）。

3 財政に係る状況

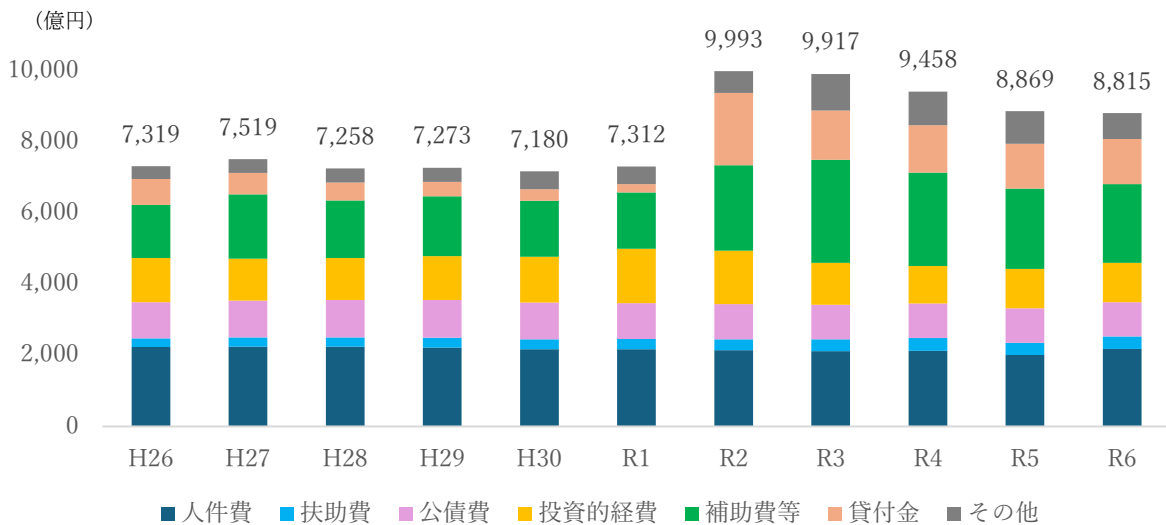
本県財政は、引き続き社会保障関係経費の増加が見込まれることなどから、今後も大幅な財源不足が見込まれます。

そのような中で、老朽化する公共施設等の維持管理・更新等に要する財源を安定して確保し、必要な行政サービスを維持していくためには、中長期的な視点を持ち、持続可能な財政運営を行っていく必要があります。

歳入決算額の推移（普通会計）



歳出決算額の推移（普通会計）



データ出典：地方財政状況調査関係資料（総務省）

4 中長期的な費用の見込み

群馬県が所有する公共建築物及びインフラ施設について、現在要している維持管理経費及び今後 30 年間の維持管理・更新等に係る費用の試算は以下のとおりです。

各施設の老朽化の進行により、今後も維持管理・更新等に係る費用の増大が見込まれることから、中長期的な視点での対策を実施していく必要があります。

施設区分		現在要している維持管理経費 ※8	今後 30 年間の「維持管理・更新等」に係る費用の試算※9
公共建築物	建物系施設	8,714 百万円	461,623 百万円
インフラ施設	土木系施設	24,348 百万円	930,887 百万円
	公営企業施設	6,760 百万円	323,549 百万円
合計		39,822 百万円	1,716,059 百万円

※8 直近 5 年間（令和 3 年度～令和 7 年度）予算額平均

※9 現時点の試算であり、今後の使用状況や物価変動等により実際の経費とは異なる場合がある。

（参考）

「施設を耐用年数経過時に単純更新した場合」と「長寿命化対策を反映した場合」の維持管理・更新等に係る費用比較

【公共建築物のうち施設類型「庁舎等」の施設を対象に試算】

施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の試算（今後 30 年間） ※10	長寿命化対策を反映した場合の試算（今後 30 年間）※11	差額
264,633 百万円	201,988 百万円	62,645 百万円 長寿命化対策により約 23.7%の 費用縮減効果が見込まれる

※10 RC 造（事務所用）の法定耐用年数である 50 年での更新を想定

※11 群馬県県有施設長寿命化指針における RC 造の目標使用年数である 65 年での更新を想定

5 公共施設等に関する課題

(1) 公共施設等の一斉老朽化への対応

本県が所有又は管理する公共施設等は、高度経済成長期以降、急速に整備を進めた結果、一斉に老朽化しつつあり、今後、大規模改修や更新の需要が集中的に増大すると見込まれます。老朽化施設の増大は、真に必要な公共施設等の新設だけでなく、既存施設の適切な維持管理・更新に支障を来す恐れがあります。また、重大な事故や致命的な損傷等の発生リスクが高まると予想されることから、老朽化問題への適切な対応が社会的に求められています。

本県では、公共施設等の実態を把握するための調査や点検・診断を行い、施設特性に応じた効率的・効果的な老朽化対策の取組を始めていますが、今後は全ての公共施設等の状況を把握しながら、全庁的・長期的な視点に立って戦略的な維持管理・更新等を推進する必要があります。

(2) 社会構造の変化や新たなニーズへの対応

本県では、今後、加速化する人口減少社会を見据えた総合的な対策を推進することとしていますが、公共施設等については、人口減少・少子高齢化のさらなる進展に伴い、全体として利用者数の減少や利用ニーズの変化が予想され、十分に利用されない施設や質的な改善を必要とする施設が増加することが見込まれます。また、人口構造の変化に伴い、都市や地域の構造も変化していくことが予想されます。

こうした変化に対応するためには、県民生活や経済活動、地域社会を支える機能の維持・向上に配慮しながら、公共施設等の機能やあり方の見直しを行い、より効率的・効果的にその役割を果たしていくことが求められます。

さらには、時代とともに高まる安全・安心への要求や環境負荷の低減等の新たな社会ニーズにも対応する必要があります。

(3) 限られた財源による対応とコストの平準化

今後、公共施設等に係る維持管理・更新費用の増加が予想されることから、更新等に当たっては、その機能や役割を再確認した上で、持続可能で最適な規模となるよう十分な検討を行う必要があります。

また、公共施設等の維持管理に当たっては、緊急性の高い施設の保全を優先的に進めたり、損傷が明らかになってから大規模な改修や更新等を行う従来の「事後保全型（対症療法型）」の維持管理から、点検・診断結果に基づき計画的な保全を行う「予防保全型」の維持管理に転換することにより、長寿命化を図りながら、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減し、さらには継続的な予算措置を行うためのコストの平準化を図る必要があります。

公共施設等の維持管理・更新には一定の投資を要することが見込まれるため、こうした財政負担の軽減に資する方策と同時に民間資金も含めた新たな財源確保のための工夫や調整も必要となります。

3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的

1 基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

人口減少・少子高齢化のさらなる進行に伴い、これまでの人口構造を前提に整備・蓄積されてきた公共施設等の量や質の見直しが必要となります。

公共施設等の老朽化は、人口問題と財政問題という大きな制約条件の中で、解決していかなければならない問題となっていますが、県民生活や経済活動の安全・安心を確保し、必要なサービスや機能を持続的に提供していくためには、公共性・公益性に配慮しつつ、経営的な視点に立って、公共施設等の必要性や配置・規模等を十分に検討した上で、適切な対応策を講じていくことが必要となります。このため、本県では、次のとおり、公共施設等のマネジメントを推進し、持続可能で安定的な財政運営を目指します。

【公共施設等マネジメントの推進】

公共施設等を自治体経営における重要な資源として最大限有効に活用するとともに、効率的・効果的な維持管理・更新を実施するための総合的マネジメントを推進します。

公共施設等全体の量、質、コストの最適化を図り、時代の変化に対応した質の高いサービスを提供します。

(2) 基本的な視点

公共施設等のマネジメントは、次の3つの視点を基に進めることとします。

【視点1】持続可能な資産経営

厳しい財政状況にあっても必要なサービスや機能を提供していくため、限られた財源と資産を最大限に有効活用する「資産経営」の観点から、公共建築物については、ファシリティマネジメントを推進し、量・質・コスト、サービスの最適化を図ります。また、インフラ施設については、施設特性に応じた効率的・効果的な維持管理を推進し、長寿命化を図ります。これらの取組を通じて、公共施設等の維持管理・更新・運営等に係る費用対効果の最大化や費用の平準化、全体の最適化を図ります。

【視点2】安全・安心の確保

公共施設等は、県民や利用者等の安全・安心を確保した上で、必要なサービスや機能を提供し続けることが大前提であることから、防災・耐震性能等の向上を図るとともに、修繕等の必要な対策を適切な時期に実施できるよう、点検・診断・修繕の履歴を蓄積し、次の点検・診断・修繕等に活用するメンテナンスサイクルを構築します。

【視点3】多様な主体との連携・協働

限られた財源と人材で、公共施設等の老朽化問題に対応していくためには、多様な主体との連携を図ることが重要となります。このため、日頃から情報収集・発信を積極的に行い、県民、民間事業者、国、市町村、大学等と施設情報を共有するなど、多様な主体の知恵と工夫を活用することにより、対応策の幅を広げながら、効率的・効果的な維持管理・更新、サービス提供のあり方等を検討していきます。

2 取組の推進方向

公共施設等のマネジメントは、次の3つの項目を推進方向として掲げ、施設特性等を考慮の上、具体的な取組を進めていきます。

【推進方向1】施設総量の適正化

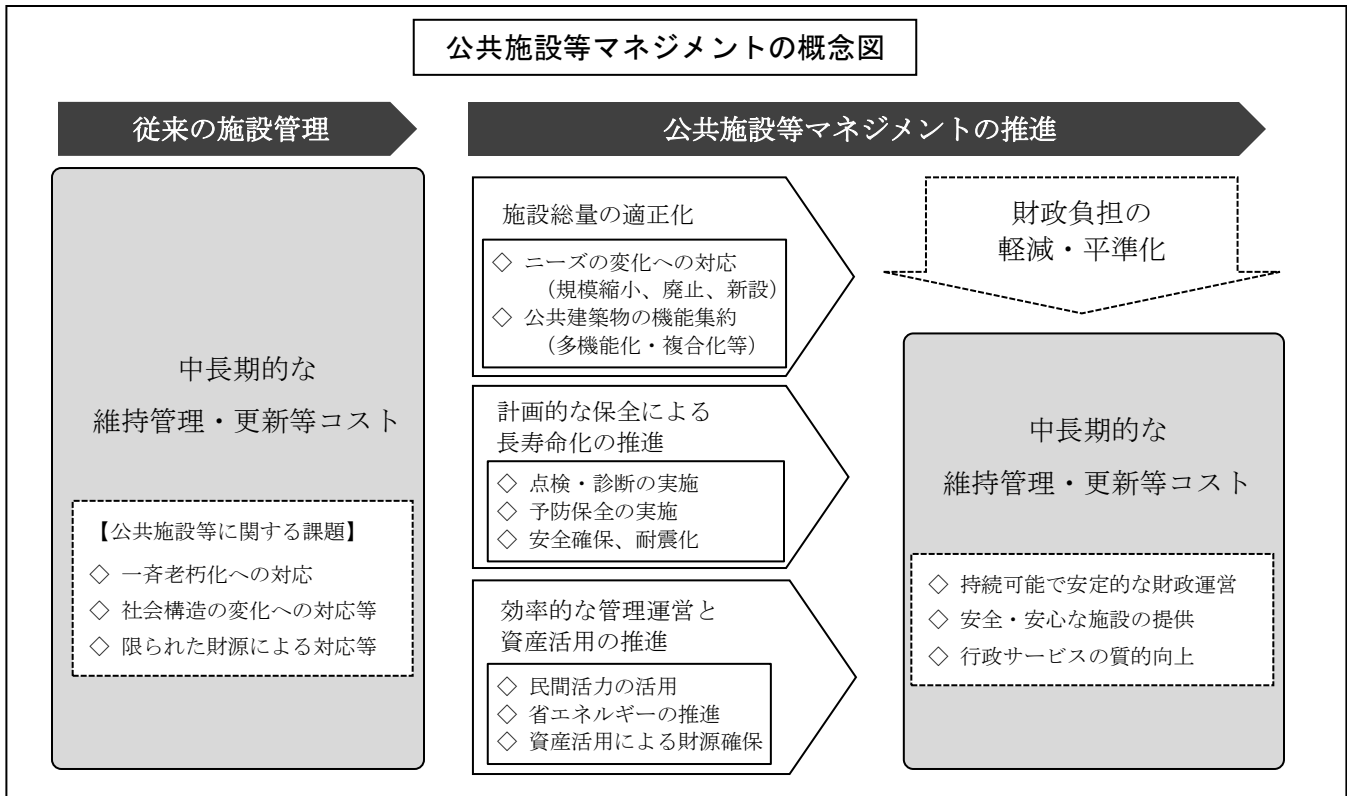
人口動態や社会経済情勢等を踏まえ、公共施設等の適切な規模・サービス水準を検討するとともに、公共建築物の機能集約の推進など、総量の適正化に取り組みます。

【推進方向2】計画的な保全による長寿命化の推進

点検・診断に基づく予防保全型の維持管理を導入し、安全性を確保するとともに、公共施設等の長寿命化を推進し、財政負担の軽減・平準化に取り組みます。

【推進方向3】効率的な管理運営と資産活用の推進

民間活力を積極的に活用するなど、公共施設等の効率的・効果的な管理運営に取り組むとともに、資産活用による新たな財源の確保を図ります。



3 取組方針

施設総量の適正化

(1) 総量適正化の推進方針

中長期的な観点から、人口動態や社会情勢等による個々の施設の需要見込みを踏まえ、規模縮小が可能な施設や必要性が薄れた施設については統合・廃止等を行い、必要な施設については新設・更新を行うなど、公共施設等の適切な規模・サービス水準等を検討するとともに、公共建築物の機能集約等を推進するなど、施設総量の適正化を図ります。

【主な取組内容】

□ ニーズの変化への対応

公共施設等の防災機能を十分に考慮しつつ、人口動態や社会情勢等による個々の施設の需要見込を踏まえ、既存計画の見直しや規模の縮小、必要がなくなった施設の廃止・解体を検討します。

また、県民生活や経済活動等を支える基盤として、新規投資（量的拡大）が必要な施設については、建設後の維持管理を含むトータルコストを考慮し、長期にわたり維持管理しやすい施設となるよう経済的合理性を追求します。

□ 公共建築物の機能集約等の推進（コンパクト化）

①資産アセスメントの実施

個々の施設の状況を横断的・相対的に評価する「資産アセスメント」を実施します。既存施設の建物性能や利用状況等を踏まえ、利活用の最適化の観点から、施設特性に応じた見直しの方向性を検討し、施設総量の適正化に取り組みます。

②多機能化・複合化等の推進

他施設との統合や近隣施設の機能集約等を推進し、既存施設の多機能化・複合化による適正な施設量・コストによるサービス提供に取り組み、トータルコストの縮減とサービスの維持・向上を図ります。

地域に分散する単独庁舎や老朽化により物理的機能が低下した施設については、近隣施設の活用を十分に検討することとし、建築物の収容能力等から他施設の活用が困難な場合は、国・市町村施設、民間施設の活用を検討するなど、県有施設にこだわらず柔軟な施設利用に取り組みます。

また、既存施設の更新を計画する場合は、国・市町村施設等も含めて、全庁横断的に多機能化・複合化を検討します。

③施設のあり方等との一体的な検討

「これまでどおりの施設や機関ありき」ではなく、将来的な展望の下に立った今後の施設のあり方を含めて一体的な検討を行います。また、老朽化により物理的機能が低下した施設については、将来的な維持管理・更新費用に関する課題等を考慮した上で、各施設におけるサービス水準やあり方等の検討を行い、長期的な視点から最も効率的・効果的なサービスの提供方法を検討します。

④実施計画等の策定

既存施設の機能集約を推進するため、施設用途や集約・再配置圏域単位等で中長期的な利活用の方向性を検討・整理し、実施可能なものから実施計画等を策定します。

計画的な保全による長寿命化の推進

(2) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の長寿命化を推進するにあたって、点検は基本的な保全措置であり、施設特性に応じて、適切な点検を実施し、劣化・損傷の程度等の把握に努めます。

劣化・損傷が進行する可能性や個々の施設に与える影響等について診断・評価を行い、施設間における対策の優先度を判断します。また、点検・診断の結果は、保全・点検情報として蓄積し、保全計画の作成や老朽化対策等に活用します。

【主な取組内容】

□ 点検等の着実な実施

点検基準に従い、施設管理者（必要に応じて技術職員）による定期的な点検を着実に実施していきます。経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握するとともに、評価を行い、施設間における対策の優先度を判断します。

□ 点検基準の整備

整備済み基準類の見直しも含め、施設特性等を踏まえた点検・診断の基準を整備し、健全性を適切に把握する仕組みを構築します。

□ 不足情報の収集・整備と活用

建設年次が古い施設においては、台帳への情報記載が不十分なものや台帳そのものが存在しないものもあるため、不足する情報の収集に努めるとともに、新たな情報が効率的に活用できるよう、データベース化等による情報整理を進めます。

□ 点検・診断に必要な人材確保・技術者の育成

点検・診断のための知識や技術を習得した人材の確保・育成を図るため、職員向けの技術研修を実施するとともに、地元の建設産業（建設業、測量設計業）の点検・診断技術力向上のための講習会の開催や、若手技術者及び学生の興味を喚起する広報啓発等について、産・学・官が連携し双方向での対策を実施します。

□ 新技術の活用

点検・診断時には、施設特性に応じて、非破壊検査技術や情報通信技術（ICT）などの新技術を活用し、点検・診断技術の高度化・効率化に取り組みます。

(3) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等の計画的な保全を推進するため、施設台帳の整備を進めるとともに、施設特性に応じて、予防保全、事後保全等の手法を適切に使い分け、対策の優先度に基づき長期保全計画や維持管理計画の作成、長寿命化計画の策定を行います。これらの計画に基づく保全措置により、従来の平均的な更新周期を延伸することで中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を目指します。

また、老朽化状況のほか、果たしている役割、機能、利用状況等を踏まえ、更新等が必要と判断される施設については、施設特性に応じて、民間資金等を活用した整備手法も検討するなど、効率的・効果的な更新を進めます。

【主な取組内容】

□ 予防保全の実施

日常の維持管理にあたっては、劣化の有無や兆候を可能な限り確認又は予測し、施設特性や安全性・経済性を考慮しつつ、予防保全による性能等の保持・回復を図ります。

□ 長期保全計画の作成

計画的な保全を実施する必要がある施設については、劣化調査等の結果を踏まえ、一定の性能水準を維持するための長期保全計画を作成します。

□ 長寿命化計画の策定

最も効率的・効果的な施設群の単位（分野別・類型別）で長寿命化計画を策定し、計画的な保全を推進します。計画の実施にあたっては、重要性・緊急性を判断して優先度や実施時期を決めるとともに、トータルコストが最小になるよう様々な材料・工法を比較して最適な方法を選択した上で、必要に応じて効果を検証し計画の見直しを行います。

□ ニーズの変化への対応

更新等の機会には、その施設の役割や機能を再確認し、その時点で要求される機能・サービス水準での更新や多機能化・複合化、転用、廃止・撤去等を検討します。

□ ユニバーサルデザイン化の推進

改修及び更新にあたっては、ユニバーサルデザイン(※12)化の考え方にに基づき、高齢者や障害者をはじめ、全ての利用者にとって利用しやすい施設づくりを推進します。

□ 民間活力の活用

更新等に際しては、民間のノウハウ・資金等を活用することが、サービスの充実・向上、更新及び管理コスト縮減等に有効な場合も考えられることから、PPP(※13)・PFI(※14)をはじめ、その他民間と連携する方法も選択肢の一つとして検討します。

□ 脱炭素化の推進方針

更新等に際しては、「群馬県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

□ 地方公共団体における各種計画等との連携

公共施設等の老朽化対策に当たっては、まちづくり計画等の県及び市町村における各種計画等との連携についても検討していきます。

(※12) 「ユニバーサルデザイン」とは、性別・年齢・身体能力・国籍等に関わらず全ての人が利用しやすいデザインをいう。

(※13) 「PPP」とは、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

(※14) 「PFI」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法をいう。

(4) 安全確保の実施方針

公共施設等の安全確保を図るため、点検・診断等により危険性が認められる施設については、緊急性や重要性を勘案して、必要な工事等を実施します。

高度な危険性が認められた施設や老朽化等により供用廃止された施設で、今後も利用見込みのない施設については、防災・治安上の観点から速やかな解体撤去に努めます。

【主な取組内容】

□ 危険箇所への対処等

点検の結果等に応じて、危険箇所の除去、立入防止措置、利用者等への周知徹底を行うなど、適切な措置を迅速に行います。また、点検等により危険箇所が発見された場合は、同種・類似の施設についても早急に点検を実施し、事故の未然防止に努めます。

□ 建築物の非構造部材の安全対策

これまでは、建築物の構造体の耐震改修を優先的に実施してきましたが、今後は、非構造部材（外壁、ガラス、吊り天井等）の安全対策を順次進めていきます。

□ 新技術の活用

災害時など、施設管理に従事する者の安全を確保するため、必要に応じて施設の遠隔操作化、自動化を行います。

(5) 耐震化の実施方針

公共施設等は、平常時の機能のみならず、災害時の拠点施設や物資・人員の輸送施設として、重要な機能を併せ持っており、災害時において、これらの機能が十分に発揮できるよう、これまでに引き続き計画的に耐震化の措置を講じていきます。

【主な取組内容】

□ 耐震改修の推進

長期にわたり利用していく施設で必要な耐震性能が確保されていない場合は、施設用途や規模のほか、地域防災機能や緊急性等の観点から優先度を判断しながら、計画的に耐震化を推進していきます。

(6) 長寿命化の実施方針

長期にわたり利用していく公共施設等については、計画的な保全措置による長寿命化を推進し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。また、大規模改修等の実施にあたっては、企画設計段階から長寿命化に必要な機能を備えた構造や設備、材料の採用を検討します。

【主な取組内容】

□ 予防保全の実施（再掲）

日常の維持管理にあたっては、施設特性や安全性・経済性を考慮しつつ、劣化の有無や兆候を可能な限り確認又は予測し、予防保全による性能等の保持・回復を図ります。

□ 建築物の目標使用年数の設定

建築物の長寿命化を推進するため、施設特性に応じて、施設使用の計画期間である「目標使用年数」を設定します。長寿命化するための計画的な保全の実施や材料・工法等の適切な選択を行うことにより、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図ります。

□ トータルコストを考慮した大規模改修の実施

長期にわたり利用していく施設を見極めた上で、適切な時期に大規模改修を実施します。大規模改修の実施にあたっては、改修後の使用予定期間等を考慮してトータルコストが最小となるよう、様々な改修内容・工法等を比較し最適な方法で実施します。

なお、大規模改修が技術的に困難な場合や経済合理性が低いと判断される場合は、更新等も検討します。

□ 長寿命化設計基準等の整備

建設費用（初期投資）に注意を払うだけでなく、これまで以上に建設後の維持管理を含めたトータルコストを念頭に置いた設計が必要となるため、長期にわたり維持管理しやすい施設となるよう経済的合理性を追求した仕様を検討し、長寿命化のための設計方針や具体的な設計性能を整理します。

効率的な管理運営と資産活用の推進

(7) 効率的な管理運営・資産活用の推進方針

指定管理者制度や管理運営業務の包括委託などの民間活力の活用、省エネルギー改修の実施など、施設特性に応じて、公共施設等の効率的・効果的な管理運営に取り組み、サービスの充実・向上を図りながら、管理運営経費を低減します。

また、公共施設等を経営資源と捉え、資産としての有効活用による新たな財源の確保を図ります。

【主な取組内容】

□ 民間活力の活用

指定管理者制度、管理運営業務の包括的な委託など、民間のノウハウ、資金等を活用した業務の効率化と施設管理手法の改善について検討し、サービスや施設機能の質的向上を図りながら、管理運営経費を低減します。

□ 省エネルギーの推進

光熱水費の節減や環境対策のため、保全計画等と連携しながら、効率性の高い環境性能に優れた設備の導入や太陽光発電などの自然エネルギーの活用を検討し、施設の省エネルギー化を推進します。また、大規模施設などの光熱水費が多額となっている施設を対象にE S C O事業の導入を検討します。

さらに、個々の施設ごとの光熱水費・使用量の実態を把握、比較検討し、効率的・効果的な運用等を行うことにより管理運営経費の低減を図ります。

□ 地域社会との連携

地域コミュニティの形成やまちづくりの観点から、生活に密着した施設の日常的な維持管理については、地域住民の参画を促進するとともに、これらの取組を継承していくための人材育成について、地域社会や市町村との連携を図ります。

□ 受益者負担の見直し

公の施設や行政財産の利用に係る使用料・手数料等については、社会経済情勢の変化を踏まえながら、受益者負担の適正化の観点から、その適切な水準について定期的に見直し、必要な改定を行います。

□ 資産活用による財源確保

公共施設等への適正な投資を継続的に実施するため、新たな財源の確保について積極的に取り組みます。具体的には、未利用資産の売却・貸付のほか、施設命名権（ネーミングライツ）の売却、壁面等を提供した企業広告の募集、施設内の余剰面積等を活用した自動販売機の設置場所の貸付など、様々な手法で財源確保を図ります。

また、施設の機能集約等を行う際に生じる跡地については、地域のニーズやまちづくりに配慮しつつ、適切な処分や有効活用を進めます。

□ 新公会計制度の活用

固定資産台帳の整備により、施設・設備の取得価額や耐用年数等の情報を的確に把握し、サービス提供に要した総費用による施設別行政コストの分析等を通じて、効率的な管理運営や適正な受益者負担等の検討を進めていきます。

4 計画の推進体制・方策

(1) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有

本計画の推進、進行管理、取組全般に係る総合調整等を行うため、全庁的な連携を図り、施設情報の一元化を進めます。

【主な取組内容】

□ 全庁的な推進体制の整備

既存の庁内会議（県有財産利活用推進会議等）を活用し、公共施設等のマネジメント担当部署・営繕部門の体制強化や財政部門、行革部門、施設所管部局等との連携強化を図り、本計画に基づく取組を推進します。

□ 情報管理の一元化

既存施設の集約や有効活用（売却等を含む）に必要な情報に関しては、所管部局が管理している土地・建物等の情報の一元化に取り組み、それらを分析・利活用するとともに、庁内外において情報共有・発信を行います。また、点検・診断や修繕履歴等の維持管理・保全業務に関する情報について、施設類型ごとに一元的に管理する体制を構築し、長寿命化の取組に活用していきます。

(2) 総合的かつ計画的な管理を実現するための方策

本計画の取組を推進するため、職員を対象とした研修や財源確保の検討等の取組を行うほか、多様な主体との連携を深めながら計画の実効性を高めます。

【主な取組内容】

□ 職員の意識啓発と技術力の向上

本計画の取組を推進するためには、職員一人一人の理解が重要であることから、研修や庁内広報等を通じて職員の意識啓発に取り組みます。また、点検に従事する職員に対しては、適切な点検が可能となるよう技術研修等を実施し、技術力の向上に努めます。

□ 計画推進のための財源確保

公共施設等の長寿命化・更新等に係る費用や老朽施設の解体費用の財源については、国庫補助金や老朽化対策を推進するために創設された地方債を活用するほか、基金の積み立てや未利用資産の売却など、必要な財源の安定確保に努めます。

□ 国・市町村との連携

既存の会議（公有財産利活用連絡会議等）を活用し、国や市町村とも情報共有を図りながら、公共施設等の老朽化対策や未利用資産の活用等を推進します。

□ 民間との連携

「群馬県PFI事業等活用ガイドライン」に基づき、施設整備・運営の効率化やサービスのさらなる充実に向けた民間ノウハウや資金の活用について、一層の検討が進むよう取り組んでいきます。

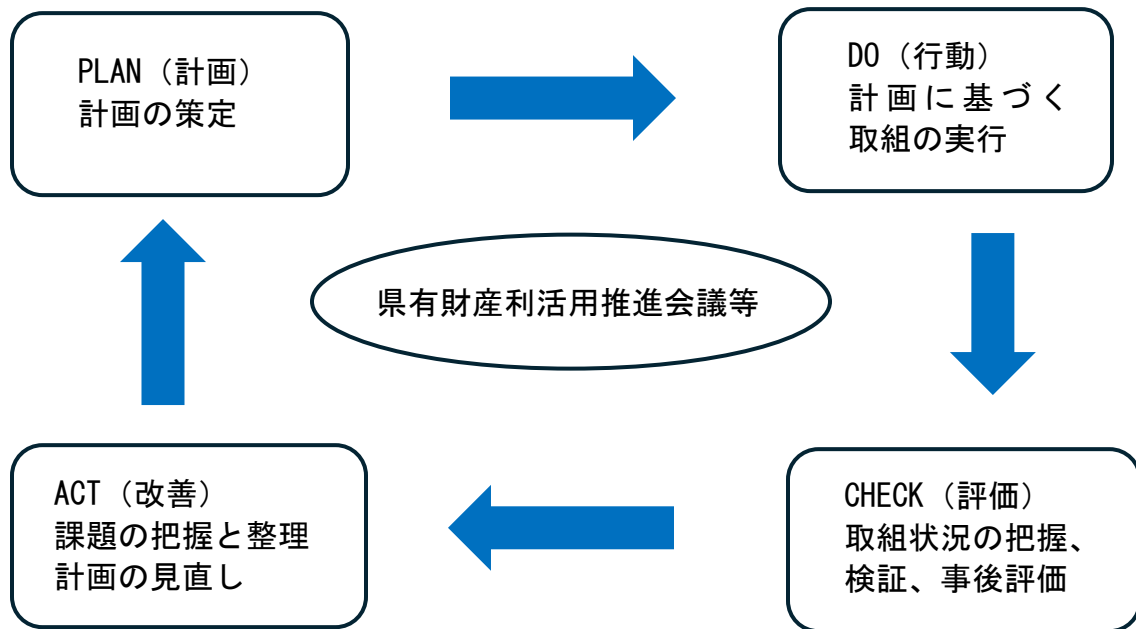
□ 大学等との連携

公共施設等の老朽化対策に関して専門的な知見を有する大学等との連携を図りながら、機能集約・長寿命化等の取組を推進していきます。

(3) PDCAサイクルの実施

本計画の進捗管理にあたっては、PDCAサイクルに基づき、社会経済情勢の変化や本県の行財政改革の推進状況、個別施設計画に基づいた取組状況に応じて、定期的に見直しを行い、計画の充実・深度化を図っていきます。

【PDCAサイクルのイメージ】



(4) 個別施設計画（分野別・類型別計画）の策定

公共施設等の機能集約や長寿命化を着実に推進するため、行政サービス分野や施設類型ごとに具体的な取組方策を示す個別施設計画の策定に努めます。

なお、既に同種・類似の計画を策定している施設類型については、当分の間、当該計画をもって個別施設計画の策定に代えるものとし、計画改定時に必要な見直しを行います。

5 計画期間における管理目標

本計画では、計画期間内に重点的に取り組むべき事項を「管理目標」として設定し、安全・安心の確保と将来負担の軽減を図ります。

なお、管理目標は、計画の進捗状況にあわせて適宜見直しを行うこととし、その際は、可能な限り定量的な目標の設定を検討していきます

管理目標
① 適切な点検・修繕等（計画に基づく修繕、点検診断結果を踏まえた修繕等）の実施により、公共施設等の健全性を確保し、老朽化に起因する重大事故ゼロを継続します。
② 中長期的な視点から公共建築物の利活用の方向性を検討・整理し、移転、集約、廃止、解体撤去が可能なものから順次実施します。
③ 未利用資産の早期売却を行うとともに、売却等が困難な資産については、個々の資産に応じて収入確保に取り組みます。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設類型ごとの現状と課題、方向性、取組方針等

本章では、第3章の「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に基づき、安全性、経済性、重要性の観点から、計画的な点検・診断、修繕・更新等の取組を実施する必要性が認められる施設類型について、それぞれの特性を踏まえた管理方針を整理します。

また、本章に管理方針を掲載していない施設類型については、本計画の趣旨を踏まえ、各施設管理者において適切に管理していくこととします。

なお、本計画は、公共施設等の管理に関する基本的な方針を示すものであり、施設類型ごとの具体的な取組方策については、個別施設計画（分野別・類型別計画）等で定めることとなります。今後においては、本計画と分野別・類型別計画等が相互に連携・補完しながら、機能集約、長寿命化、利活用促進等の取組を推進していきます。

施設区分	施設類型
1 公共建築物(建物系施設)	(1) 庁舎等 (2) 県営住宅 (3) 県立学校 (4) 警察施設 (5) 地方独立行政法人施設
2 インフラ施設(土木系施設)	(1) 道路 (2) 河川 (3) 砂防関係施設 (4) 都市公園 (5) 下水道 (6) 治山施設 (7) 土地改良施設 (8) 交通安全施設 (9) 空港
3 インフラ施設(公営企業施設)	(1) 電気事業施設 (2) 工業用水道事業施設 (3) 水道事業施設 (4) 施設管理事業施設 (5) 病院事業施設

1 公共建築物（建物系施設）

（1）庁舎等

対象施設	群馬県が所有・管理する行政庁舎や試験研究機関等の庁舎系施設、文化・社会教育や福祉関係施設等の県民利用施設、職員公舎等を対象とします。
現状と課題	昭和40年代から50年代にかけて整備された施設の老朽化が進んでいるほか、平成初期に整備された大規模施設の改修時期を迎え、改修・更新費用の増大が懸念されます。このため、既存施設の利活用の方向性を検討し、総量の適正化を図るとともに、効率的・効果的な利活用・保全管理を推進する必要があります。
方向性	今後策定する分野別・類型別計画等に基づき、機能集約、長寿命化等の取組を着実に実施するとともに、民間活力の効果的な活用を検討し、行政サービスの更なる質的向上と財政負担の軽減・平準化を図ります。
取組方針等	<p>○ 総量適正化の推進方針 全庁的・中長期的な視点から見直しの方向性を整理し、効果や効率の向上が見込めるものから移転・集約を行います。また、人口減少等によるニーズの変化や建築物の老朽化状況等を踏まえ、将来的な施設の必要性・集約化を継続的に検討し、総量適正化に取り組みます。</p> <p>○ 点検・診断等の実施方針 建築物等の法定点検や必要な点検・診断等を定期的実施するとともに、職員による日常点検を行うなど、施設の特徴に応じて適切な点検等を行います。また、点検結果等を記録して蓄積し、老朽化対策に活かしていきます。</p> <p>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断・修繕履歴等のデータに基づき、対策の優先度を判断し、長期保全計画等を作成します。これらの計画に基づく保全措置を実施するとともに、更新等の際は、民間活力の活用も検討しながら、中長期的な費用の縮減と平準化を目指します。</p> <p>○ 安全確保の実施方針 点検・診断等の結果により、危険性があると判断された場合には、緊急的な修繕等を行います。また、危険性があり今後も利用見込みのない施設については、速やかに除却等の措置を講じます。</p> <p>○ 耐震化の実施方針 長期にわたり利用していく施設で必要な耐震性能が確保されていない場合は、施設用途や規模のほか、地域防災機能や緊急性等の観点から優先度を判断し、計画的に耐震改修を実施します。</p> <p>○ 長寿命化の実施方針 長期にわたり利用していく施設については、効率的・効果的な利活用を追求するとともに、点検・診断・修繕履歴等のデータに基づき、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全を実施し、長寿命化に取り組みます。</p> <p>○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針 民間活力の活用やその他様々な手法を取り入れ、行政サービスの質的向上や管理運営経費節減に取り組むとともに、未利用資産の売却・貸付、自動販売機の設置場所の貸付、ネーミングライツなど、資産活用による収入確保対策に引き続き取り組みます。</p>

(2) 県営住宅

対象施設	群馬県が所有・管理する県営住宅を対象とします。 (附帯施設や児童遊園、集会所等の共同施設を含む)
現状と課題	<p>県営住宅については、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代に建設された中層耐火建築物の住戸が約 50% を占めており、今後一斉に建替時期を迎えるなど老朽化に関する問題が深刻化しています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、財政負担の平準化を図りつつ、既存ストックを有効に活用することで、入居者のニーズに応えた、安全・安心な県営住宅の持続的供給を行う必要があります。</p>
方向性	<p>群馬県営住宅長寿命化計画に基づき、県営住宅の適切なストックマネジメントを行い、長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を計画的に推進することでライフサイクルコストの縮減及び財政負担の平準化を目指します。</p>
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総量適正化の推進方針 群馬県営住宅長寿命化計画に示す目標管理戸数に基づき、適宜、進捗状況を確認し、ニーズに応じた見直しを行い、集約・再編等による適正な管理戸数の削減を行います。 ○ 点検・診断等の実施方針 建築物等の法定点検や簡易水道施設の検査など、必要な点検・診断等を定期的実施するとともに、データ化を図り、長寿命化対策に活かしていきます。 ○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 早期の段階で、屋上防水や外壁などに対し、予防的な修繕を実施するとともに、データ化を図り、長寿命化対策に活かしていきます。 ○ 安全確保の実施方針 入居者等に対する被害が懸念される場合には、緊急的な修繕を実施するなど、必要な措置を講じます。 ○ 耐震化の実施方針 県営住宅の耐震化は、平成 25 年度に完了しています。 ○ ストックマネジメントの取り組み方針 円滑なストックの更新等を図るため、国策である長寿命化型、居住性向上型、福祉対応型、安全確保型、脱炭素社会対応型及び子育て支援型等への改善整備に取り組みます。 ○ 効率的な管理運営・資産活用の取り組み方針 民間活力の導入を積極的に進め、建物や敷地の有効利用を図るとともに、未利用地等の貸付・売却などによる収益確保対策へも、引き続き取り組みます。

(3) 県立学校

対象施設	群馬県が所有・管理する県立学校を対象とします。
現状と課題	第2次ベビーブーム世代の増加に伴い、昭和40年代後半から50年代にかけて整備された学校施設が全体の約7割を占め、それらの施設が一斉に更新時期を迎えています。従来どおりの建替えによる更新では財政的な負担が大きいことから、既存施設の利活用の方向性を検討し、効率的・効果的な維持管理・更新等を推進する必要があります。
方向性	児童、生徒が安全かつ充実した学校生活を過ごせるよう、学校施設の適切な維持保全を行い、かつ効率的・効果的な継続使用実現のために、県立学校の長寿命化を推進します。
取組方針等	<p>○ 総量適正化の推進方針 高校教育改革推進計画（計画期間：令和4年度～令和13年度）及び群馬県特別支援教育推進計画（第3期）（計画期間：令和5年度～9年度）に基づき、再編整備や学校の規模と配置の適正化を図ります。併せて、学校規模に見合う校舎等の集約化を検討するとともに、必要な施設については更新等を行います。</p> <p>○ 点検・診断等の実施方針 建築物の法定点検や必要な点検・診断等を定期的実施するほか、職員等による自主点検を実施するなど、各学校の特性に応じた点検を行います。また、点検結果等を記録し、劣化状況を経過観察することにより効率的かつ効果的な保全に活用します。</p> <p>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検及び診断結果・修繕履歴等をデータ化し、蓄積したデータとともに、効率的かつ効果的な維持管理・修繕・更新を進めていきます。</p> <p>○ 安全確保の実施方針 点検・診断等により危険性が高いと判断された場合は、緊急的な修繕等を行います。特に非構造部材の安全対策については、日常の点検を重点的に行い、危険性が確認された時点で早急に対処します。</p> <p>○ 耐震化の実施方針 県立学校は平成27年度までにすべての施設で耐震化が完了しています。</p> <p>○ 長寿命化の実施方針 学校施設の老朽度による長寿命化のための大規模改修計画を策定し、順次改修工事を進めていきます。また、今後生徒数の減少に伴う学校運営、カリキュラムの大幅な変更に対応する可変性と、省エネ（エコスクール）、暑さ対策等社会的な要求にも配慮した施設整備により、長寿命化を図ります。</p> <p>○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針 未利用地等については、売却を含めた有効活用を進めます。また、自動販売機の設置場所の貸付など収入確保対策に引き続き取り組みます。 特定規模電気事業者との電気供給契約締結など、契約コストの見直しにより、管理運営経費の節減に引き続き取り組みます。</p>

(4) 警察施設

対象施設	群馬県警察本部が管理する警察施設（警察庁舎、交番、駐在所、職員宿舎等）を対象とします。
現状と課題	警察活動の拠点となる庁舎等の警察施設については、築30年以上の建築物が全体の約6割ですが、10年後には約8割にまで増加することが見込まれており、今後は修繕・更新費用の増大が懸念されます。このため、施設の経年的な劣化や損傷状況を踏まえ、計画的、効率的な維持管理・更新等を実施していく必要があります。
方向性	県民の安全・安心の確保及び県民の期待と信頼に応える力強い警察を支えるため、今後策定する分野別・類型別計画に基づき、計画的な点検・診断、修繕・更新を実施することにより、必要な機能を維持しながら、トータルコストの縮減・平準化を図ります。
取組方針等	<ul style="list-style-type: none">○ 総量適正化の推進方針 県民の利便性や各警察署における治安情勢等の変化に対応した施設整備を図ります。また、利用状況や立地条件等の地域性等を踏まえた将来的な施設の必要性を整理した上で廃止や集約化を検討します。○ 点検・診断等の実施方針 建築物の法定点検や必要な点検・診断等を定期的実施するとともに、それらの結果を蓄積し、老朽化対策に活かしていきます。○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断・修繕履歴等のデータに基づき、対策の優先度を判断し、長期保全計画の作成、長寿命化計画（分野別・類型別計画）を策定の上、維持管理・修繕・更新等を進めていきます。○ 安全確保の実施方針 点検等により安全性が確保されない場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。○ 耐震化の実施方針 長期にわたり利用していく建築物で必要な耐震性能が確保されていない施設は、緊急性や防災拠点としての機能性を考慮して、優先度を判断しながら耐震対策を推進します。○ 長寿命化の実施方針 今後の利用見込みのほか施設の機能性や安全性について検討し、点検・診断・修繕履歴等のデータに基づき、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全を実施し、長寿命化に取り組みます。○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針 未利用・低利用資産の処分や自動販売機の設置場所の貸付等の収入確保対策に引き続き取り組みます。

(5) 地方独立行政法人施設

対象施設	群馬県公立大学法人が管理する大学施設を対象とします。
現状と課題	県立大学の施設については、県立女子大学では1982年、県立県民健康科学大学では1992年に建築された施設をはじめ、各施設で老朽化が進んでおり、建築後30年以上の施設が全体の約6割を占め、今後は修繕・更新費用の増大が懸念されます。このため、計画的、効率的な施設の維持管理を実施していく必要があります。
方向性	施設別の計画に基づいた計画的な修繕等を実施するほか、定期的な点検・診断を通じて施設の経年劣化や損傷状況を把握し、適正な維持管理を実施することで、良好な教育・研究環境を維持及び整備します。
取組方針等	<p>○ 総量適正化の推進方針 将来の施設更新にあたっては、県立大学における教育・研究の目的を踏まえ、適正な規模を検討します。</p> <p>○ 点検・診断等の実施方針 施設の経年劣化や損傷状況を把握するため、点検・診断等を定期的実施し、それらの結果をその後の修繕等に活用します。</p> <p>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 計画に基づいた修繕等を実施するとともに、点検・診断等で判明した経年劣化・損傷箇所についても優先度を考慮して必要な措置を講じます。</p> <p>○ 安全確保の実施方針 点検・診断等で危険性が高いと判断された場合は、緊急的な修繕等を実施するなど、必要な措置を講じます。</p> <p>○ 耐震化の実施方針 県立大学の施設は、すでに耐震性を確保しています。</p> <p>○ 長寿命化の実施方針 計画的な修繕等の実施、定期的な点検・診断による適正な維持管理の実施により施設の長寿命化に努めます。</p> <p>○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明のLED化等により、管理経費の低減に努めます。 ・自動販売機の設置場所の貸付等の収入確保対策に引き続き取り組みます。 ・特定規模電気事業者との電気供給契約締結など、契約コストの見直しにより、管理運営経費の節減に引き続き取り組みます。

2 インフラ施設（土木系施設）

（1）道路

対象施設	<p>群馬県が管理する国道及び県道を対象とします。</p> <p>なお、トンネルや橋梁など道路と一体となってその効用を全うする施設及び、側溝や法面工などの工作物、道路標識や照明などの道路附属物として設置されているものを含みます。</p>
現状と課題	<p>橋梁をはじめとする道路施設の多くは、高度経済成長期に整備されていることから一斉に老朽化が進み、今後、維持・修繕・更新が集中し多額の費用が必要となることが懸念されます。このため、計画的、効率的な管理を行い、施設の安全性を確保し、適正な維持管理を実施していく必要があります。</p>
方向性	<p>施設別の長寿命化計画や維持管理計画に基づき、計画的に点検、修繕を行い予防保全を主体とした施設管理に努め、安全性の確保及び維持管理費用の縮減と平準化を推進します。</p>
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総量適正化の推進方針 道路施設は、県民生活や経済活動等を支える基盤として、多面的な機能を有していることから、県民の安全・安心な生活や利便性等に支障を与えることがないように適切な管理を行います。なお、道路新設に際しては、県として管理すべき意義が薄れている旧道（県管理道路）を市町村道へ移管することを原則とするなど、適正な県管理道路網の保持に努めます。 ○ 点検・診断等の実施方針 道路法施行規則に基づき、橋梁及びトンネルなどの重要な構造物について近接目視による定期点検を5年に1度実施し、健全性を診断します。また、職員点検や道路パトロール等の日常点検により、施設の状況把握を行い、早期に異常を発見し、重大事故の防止に努めます。 ○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 施設別の長寿命化計画や維持管理計画に基づき、予防保全型維持管理など、施設の特性に応じた維持修繕に努めます。 ○ 安全確保の実施方針 点検・診断の結果、道路利用者や第三者に被害が発生すると判断された場合には、通行止め等の必要な措置を講ずるとともに、早期に安全性が確保されるよう、修繕を実施します。 ○ 耐震化の実施方針 災害時の輸送ルート確保のため、国道17号や高速道路を跨ぐ橋梁や孤立集落の発生が懸念される路線の橋梁などから順次耐震対策を進めます。 ○ 長寿命化の実施方針 長寿命化計画を策定した、橋梁、トンネル付属施設、舗装、横断歩道橋、道路照明について、計画に基づいた予防保全型維持管理を実施します。また、関係法令の改正や点検結果等を踏まえ、適宜、既存計画の見直しを検討します。 ○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針 道路照明のLED化等により、管理経費の低減に努めます。

(2) 河川

対象施設	群馬県が管理する河川、ダム、河川に付随する水門、樋門、樋管、排水機場等を対象とします。
現状と課題	群馬県が管理する河川構造物は、設置から50年以上を経過するなど耐用年数を超過している施設も多く、近い将来、更新費の増大や集中が懸念されます。このため、計画的、効率的な管理を行い、施設の安全性を確保し、適正な維持管理を実施していく必要があります。
方向性	対象施設の形式や河川の区間区分に応じて、長寿命化計画や維持管理計画に基づく点検、評価、修繕を行い、予防保全を主体とした維持管理に努め、安全性の確保及び維持管理費用の縮減・平準化を推進します。
取組方針等	<p>○ 総量適正化の推進方針 河川構造物については、過去の出水や地形的特性を踏まえて適切な場所に設置されており、既存施設がそれぞれに必要な機能を有していることから、県民の安全・安心な生活に支障を与えることのないよう適正な管理を行います。</p> <p>○ 点検・診断等の実施方針 ダム、排水機場、堰、水門・樋門・樋管、浄化施設、除塵機、陸こう、調節池は形式に応じて、堤防等は河川特性・重要度に応じて施設ごとに点検計画を定め、出水期前等の適切な時期に必要な点検を実施します。</p> <p>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 ダム、排水機場等は、長寿命化計画を策定し、計画に基づいた適切かつ効果的な修繕等を行います。 堤防等は、定期点検や巡視、洪水時の点検等により状態を把握し、重要性、緊急性を勘案して必要な修繕等を行います。</p> <p>○ 安全確保の実施方針 定期点検や巡視、洪水時の点検等により状態を把握し、重要性、緊急性を勘案して必要な修繕等を行います。</p> <p>○ 耐震化の実施方針 耐震性調査を行い、優先度の高い施設から対策を行います。</p> <p>○ 長寿命化の実施方針 計画的な保全措置による長寿命化を推進し、中長期（50年間）的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。</p>

(3) 砂防関係施設

対象施設	<p>群馬県が管理する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設を対象とします。</p>
現状と課題	<p>砂防関係施設においては、厳しい自然環境の下に置かれていることから、今後、施設の老朽化の進行による安全性の低下や更新費用の増大が懸念されます。このため、計画的、効率的な管理を行い、施設の安全性を確保し、適正な維持管理を実施していく必要があります。</p>
方向性	<p>定期点検により施設の健全度を把握し、適切な対策により長期的な施設の機能、性能を維持、確保します。分野別・類型別計画の策定にあたっては、トータルコスト縮減と予算平準化のため、予防保全型の維持管理計画として砂防施設の長寿命化計画を策定します。</p>
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総量適正化の推進方針 砂防関係施設については、保全人家等、地形的特性や過去の災害状況等を踏まえて適切な場所に設置されており、施設がそれぞれに必要な機能を有していることから、県民の安全・安心な生活に支障を与えることのないよう適正な管理を行います。 ○ 点検・診断等の実施方針 長寿命化計画に基づき計画的に点検を実施し、目視による健全度を診断します。 ○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、分野別・類型別計画に基づく計画的な保全を実施します。 ○ 安全確保の実施方針 点検・診断等により施設の機能に不足が生じ危険と判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど、必要な措置を講じます。 ○ 耐震化の実施方針 点検・診断等により緊急性が高いと判断された場合には、順次耐震化対策を進めます。 ○ 長寿命化の実施方針 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設の分野別・類型別計画に基づき、土砂災害に対する安全性を低下させないよう予防保全型維持管理を実施します。

(4) 都市公園

対象施設	群馬県県土整備部が管理する都市公園（敷島公園、群馬の森、金山総合公園、観音山ファミリーパーク、多々良沼公園）を対象とします。
現状と課題	県土整備部が管理している5公園は、昭和20年代から順次供用開始され、建設後30年以上経過している施設が多く存在しており、公園施設の更新費用や維持管理費用が増大しています。
方向性	令和4年度策定の都市公園長寿命化計画に基づき、予防保全型管理と事後保全型管理による計画的な更新・補修を行うことで、公園施設の長寿命化や機能保全、対策費用の平準化を図り、公園利用者の安全・安心を確保します。
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総量適正化の推進方針 都市公園は、人々の憩いとレクリエーションの場となるほか、都市景観の向上、都市環境の改善、災害時の避難場所など多様な機能を有しています。このため、県民が安全・安心に利活用できるように、都市公園長寿命化計画に基づき、5公園の適正な維持管理を行います。 ○ 点検・診断等の実施方針 指定管理者が公園施設の日常点検や年一度の法定点検を実施します。また、公園管理者が5年に一度、公園施設の構造材・消耗材の劣化状況を確認する健全度調査を行います。 ○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 都市公園長寿命化計画に基づき、公園施設の劣化や損傷の進行を未然に防止する予防保全型管理と公園施設の機能が確保できないと判断した時点で対策する事後保全型管理により、計画的な公園施設の更新・補修を実施します。また、日常点検などにより公園施設の軽微な損傷などを発見した場合は、指定管理者が公園施設の補修・修繕を実施します。 ○ 安全確保の実施方針 公園利用者が安全・安心に公園施設を利活用できるように、上記「維持管理・修繕・更新等の実施方針」により、必要な対策を行います。 ○ 耐震化の実施方針 耐震化が求められる公園施設は、すでに耐震性を確保しています。なお、現在建替中の敷島公園新水泳場は耐震性を確保した計画としています。（令和10年11月完成予定） ○ 長寿命化の実施方針 令和4年度策定の都市公園長寿命化計画に基づき、計画的な公園施設の長寿命化対策を推進し、30年間の維持管理や更新・補修に係るトータルコストの縮減と予算の平準化及び計画的な維持管理や更新・補修により公園施設の安全性確保と機能保全を図ります。なお、法定点検等の結果や実際に行った維持管理の内容を踏まえて、適宜、都市公園長寿命化計画の修正・補完を実施するとともに、5年に一度の健全度調査の結果に基づき、計画の見直しを行います。 ○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針 民間の知識・能力や創意工夫による住民サービスの向上と経費の削減を目的として導入した指定管理者制度により、効率的・効果的な管理運営を行うことで公園の活性化を図ります。また、県有施設の有効活用、魅力向上及び財源確保のために導入したネーミングライツ等の収入を公園施設の維持管理費に充当します。

(5) 下水道

対象施設	群馬県が管理する流域下水道（管路施設、処理施設、ポンプ施設）を対象とします。
現状と課題	流域下水道事業は、昭和 52 年の事業着手以降順次整備が進められ、インフラ施設の中では比較的新しい施設ですが、今後の老朽化の進行に伴い維持管理・更新等に要する費用の増加が懸念されます。特に、機械・電気設備は、管渠や建築・土木構造物と比べ耐用年数が短期であり、劣悪環境とも相まって早期に修繕・更新等が必要となります。
方向性	トータルコスト最小化の観点を踏まえた長寿命化計画を策定し、適正な維持管理と点検整備により設備の延命化を図るとともに、計画的な改築更新やコスト縮減による維持管理費用の平準化に向けた総合的なマネジメントに取り組みます。
取組方針等	<p>○ 総量適正化の推進方針 人口減少や原単位の減少に伴う流域下水道に流入する計画汚水量の減少が予想されるため、市町村との情報共有により将来の流入量に見合った施設整備を図るとともに、県民の生活に支障を与えることのないよう適正な管理を行います。</p> <p>○ 点検・診断等の実施方針 下水道維持管理指針（日本下水道協会）等に基づく定期的な点検・調査の実施により設備状態（健全度）を把握し、予防保全の観点から計画的な維持管理を行います。また、定期的に管渠内の調査を実施し、劣化や損傷状態を把握し適正な維持管理を行います。</p> <p>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 長寿命化計画に基づき、施設の特性に応じた管理方法の区分により、計画的な修繕・更新を実施します。</p> <p>○ 安全確保の実施方針 道路陥没やマンホール蓋に起因する事故防止のため、定期的な管渠パトロールや管渠内カメラ点検により施設状況を的確に把握します。また被害が想定される場合には、緊急的な補修工事等により、下水道管渠施設及び管が埋設された道路の安全確保に万全を期します。</p> <p>○ 耐震化の実施方針 耐震診断により補強が必要となった処理施設の躯体について、機械や電気設備の更新計画に合わせて耐震対策を実施します。</p> <p>○ 長寿命化の実施方針 「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き」に基づき作成した管路施設・処理施設・ポンプ施設の長寿命化計画により、計画的な修繕及び改築更新を実施します。</p> <p>○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針 運転管理については、経営効率化を目的に包括的民間委託を導入しています。また、地方公営企業法に基づく公営企業会計の適用により、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、中長期的な視点に基づく経営計画の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいきます。</p>

(6) 治山施設

対象施設	群馬県が管理する治山施設を対象とします。
現状と課題	治山施設は、自然条件の厳しい箇所に整備されているものが多く、経年劣化やその他様々な要因により、施設の劣化・損傷等が生じるおそれがあります。このため、機能強化を含めた適切な維持管理が必要となっています。
方向性	地球温暖化に伴う気候変動等による山地災害の発生が懸念されることから、効率的な施設の点検・診断等を行い、その結果に基づき適切な修繕・更新等を実施するメンテナンスサイクルの構築に向けた取り組みを進めていきます。
取組方針等	<p>○ 総量適正化の推進方針 治山施設については、その場所で複数の目的をもった防災施設として設置されていることから、統合することが困難な施設となっています。ただし、施設が損傷し、設置時に存在した保全対象が消失し、修繕を行わなくても森林が適切に維持される場合には、廃止を検討します。</p> <p>○ 点検・診断等の実施方針 治山施設の有する機能や施設周辺の森林状況を考慮した巡視・点検・診断等を実施していくとともに、異常豪雨等の後には、必要に応じて巡視・点検等を行い、健全度の把握を進めます。</p> <p>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断等の結果を踏まえ、分野別・類型別計画（長寿命化計画）の策定を行い、健全度の把握を進めます。</p> <p>○ 安全確保の実施方針 点検・診断等の結果、人家・公共施設などの保全対象に被害を及ぼすと判断された場合には、緊急的な修繕等の必要な対策を実施します。</p> <p>○ 長寿命化の実施方針 分野別・類型別計画（長寿命化計画）を策定し、治山施設の予防保全型維持管理を実施します。</p>

(7) 土地改良施設

対象施設	群馬県が管理する農業水利施設（頭首工）及び地すべり防止施設のほか、本県の管理ではないものの、補修・更新等による一定の財政負担が見込まれる農業水利施設（農業用ダム・ため池、調整池、水路等）及び農道を対象とします。
現状と課題	<p>農業水利施設をはじめとする土地改良施設の多くは、戦後から高度経済成長期にかけて県営事業等で建設され、土地改良区等により管理されており、基幹的農業水利施設では、地元要望及び施設管理者との協議により、本県で補修、補強等を行っています。</p> <p>また、施設の老朽化が進むなか、漏水等の突発的な事故による農業用水の安定供給や下流域への二次的被害の発生が危惧されています。このため、施設状況に応じた適正な維持管理、トータルコストを抑えた適時・適切な保全対策が必要とされています。</p>
方向性	<p>施設管理者による施設特性に応じた適正な日常点検・施設監視等を通じて、劣化・損傷の程度により施設機能の診断、調査を実施し、保全対策計画の策定や見直しを図ります。</p> <p>また、施設管理者と連携して、保全対策計画に基づく、トータルコストの低減による適時・適切な保全対策工事を実施し、施設の長寿命化を図ります</p>
取組方針等	<p>○ 総量適正化の推進方針 ため池では、施設の利用状況や営農への影響を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。</p> <p>○ 点検・診断等の実施方針 農業水利施設において、施設管理者（土地改良区等）が日常点検、機能保全計画に基づく施設監視を実施するとともに、他の施設では、施設特性に応じた適切な点検・監視の方法等を検討し、施設の劣化状況の把握に努めます。また、点検結果や診断結果のデータベース化を進めます。</p> <p>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 農業水利施設は、施設ごとの機能保全計画に基づく適時・適切な保全対策を実施します。 また、他の施設では点検・診断結果等を反映した、分野別・類型別計画に基づく計画的な保全対策を実施していきます。</p> <p>○ 安全確保の実施方針 施設管理者等の点検、監視により著しい変状が確認された場合には、施設の診断、調査により対策時期、対策工法など分野別・類型別計画の見直しを行い、適時・適切な保全対策を実施し、安全性の確保に努めます。</p> <p>○ 豪雨・地震・劣化対策の実施方針 農業用ダム・防災重点農業用ため池等では、大規模な自然災害発生時の二次的被害を未然に防止するため、豪雨耐性評価、地震耐性評価、劣化状況評価の結果、対策が必要とされた施設は、推進計画を策定し、対策を実施します。</p> <p>○ 長寿命化の実施方針 機能保全計画を策定した調整池、水路などの農業水利施設は、補修、補強等による適時・適切な保全対策工事を実施します。他の施設では、分野別・類型別計画を策定するとともに、計画的な保全対策を実施します。</p>

(8) 交通安全施設

対象施設	群馬県公安委員会が管理する交通信号機、大型道路標識等の交通安全施設を対象とします。
現状と課題	交通信号機をはじめとした交通安全施設は、昭和41年の交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行以来、計画的に整備を行ってきましたが、現在、大量更新期を迎えており、維持管理・更新費用の増大が懸念されています。このため、施設の経年的な劣化や損傷状況を踏まえて、計画的・効率的な維持管理・更新等を実施していく必要があります。
方向性	交通安全施設の更新基準や点検結果を踏まえた上で総合的に判断し、必要な維持管理・更新等を実施することにより、更新対象ストックの適切な管理に努めるとともに、トータルコストの縮減・平準化を図ります。
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総量適正化の推進方針 交通安全施設の設置に際しては、真に必要性の高い場所を的確に選定し、既存施設については、必要性を再検討した上で移設や撤去を推進するなど、交通の安全性を損なうことのないよう適正なストック管理に努めます。 ○ 点検・診断等の実施方針 交通安全施設の保守業務委託や職員による点検や巡視等を通じ、異常の早期発見に努めます。 ○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 メンテナンスサイクルを構築し、実行することで老朽化対策の効率と効果を向上させます。 ○ 安全確保の実施方針 点検・診断等により安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。 ○ 耐震化の実施方針 幹線道路等の重要交差点に設置された交通信号機について、地震に伴う停電対策として、非常用電源設備の設置を図ります。 ○ 長寿命化の実施方針 定期的な点検により劣化・損傷を把握し、計画的な修繕・改良工事を実施し、施設の長寿命化を図ります。 ○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針 信号灯器のLED化や通信回線の集約化等、維持経費の低減に努めます。

(9) 空港

対象施設	群馬県が管理する群馬ヘリポートを対象とします。
現状と課題	開港（S63.8.28）から37年経過し、今後、維持・修繕・更新が集中し多額の費用が必要となることが懸念されます。このため、計画的、効率的な管理を行い、施設の安全性を確保し、適正な維持管理を実施していく必要があります。
方向性	長寿命化計画や維持管理・更新計画に基づく維持修繕の実施と定期的な点検・調査を実施し、施設の安全性確保と機能保全を図るとともに、施設の長寿命化及び維持管理に係る中長期的なトータルコストの縮減と平準化を推進します。
取組方針等	<p>○ 総量適正化の推進方針 群馬ヘリポートは、防災航空隊や警察航空隊など防災活動の拠点として重要な役割を担っており、今後もヘリコプターの安全な運航確保が必要不可欠であることから、運航に支障を与えることがないように適切な管理を行います。</p> <p>○ 点検・診断等の実施方針 各施設について、消防法、電気事業法、水道法等による法定点検のほか、維持管理・更新計画に基づき日常点検・定期点検を行い、施設の状態を把握します。</p> <p>○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 施設の健全度を計画的な点検・調査により把握し、定期的な保守作業の継続による施設の耐用年数の延長を図りつつ、重要施設については予防保全として対応します。また、トラブルによる影響が限定的な施設については事後保全として対応します。</p> <p>○ 安全確保の実施方針 点検・診断の結果、運航に支障が発生すると判断された場合には、閉鎖等の必要な措置を講ずるとともに、早期に安全性が確保されるよう、修繕を実施します。</p> <p>○ 耐震化の実施方針 点検・診断等により、緊急性が高いと判断された場合には、順次耐震化対策を進めます。</p> <p>○ 長寿命化の実施方針 計画に基づく維持修繕の実施と定期的な点検・調査を実施し、施設の安全性確保と機能保全を図るとともに、施設の長寿命化及び維持管理に係る中長期的なトータルコストの縮減と平準化を図ります。</p> <p>○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針 照明のLED化等により、管理経費の低減に努めます。</p>

3 インフラ施設（公営企業施設）

（1）電気事業施設

対象施設	群馬県企業局が管理する電気事業施設（管理総合事務所、発電事務所、発電所等）を対象とします。
現状と課題	電気事業は、水力 34 箇所及び太陽光 3 箇所の計 37 発電所を有しており、これまで機械装置の更新や修繕等を行ってきましたが、建設後 50 年を経過した発電所では、水路等の土木工作物の更新時期を迎えることとなります。このため、今後は計画的な設備改修・更新を進める必要があります。
方向性	発電所の施設・設備のきめ細かな保守管理を実施するとともに、老朽化施設の改修・更新等に当たっては、事業費の平準化とトータルコストの最小化を図り、より安全かつ効率的に県民生活や企業活動に不可欠な電力を安定供給します。
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総量適正化の推進方針 将来の施設の更新にあたっては、経営状況等を見極めながら適正な規模を検討します。 ○ 点検・診断等の実施方針 電気工作物保安規程、発電所保守管理規程等に基づき、点検を実施し、点検記録を整備します。 ○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 各施設において、定期的なオーバーホールを含む点検計画や更新計画を策定しており、これに基づいて維持管理・修繕・更新等を実施します。 ○ 安全確保の実施方針 安全については最重要課題と受け止め、点検等により安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。 ○ 耐震化の実施方針 ダム・発電所等の主要設備については、地震による被災により人命や社会的に重大な被害を及ぼさないよう施設の耐震化に努めます。 ○ 長寿命化の実施方針 定期的な点検により劣化・損傷の程度や原因の把握を行い、計画的な修繕・改良工事を実施することで、施設の長寿命化を図ります。施設の修繕・改良工事については、機能性や耐久性などについて十分に検討を行い、維持管理・更新等に係るコストの縮減・平準化を図ります。 ○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針 業務の DX 化を進め、より効率の高い経営を目指します。

(2) 工業用水道事業施設

対象施設	群馬県企業局が管理する工業用水道事業施設（浄水場、管路等）を対象とします。
現状と課題	工業用水道事業施設は昭和 40 年に渋川地区へ、昭和 53 年に東毛地区へ供給を開始しており、これまで適宜修繕・更新を行ってききましたが、古い施設が多くなっています。このため、今後は老朽化対策として計画的な施設の改修・更新等を進める必要があります。
方向性	老朽化施設の改修・更新等にあたっては、事業費の平準化とトータルコストの最小化を図り、地域における工業の健全な発達に寄与する産業基盤として、低廉豊富な工業用水を安定供給します。
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総量適正化の推進方針 将来の需要やエネルギー効率に配慮した施設配置等を検討します。 ○ 点検・診断等の実施方針 土木工作物及び電気・機械設備について、群馬県工業用水道施設保守管理規程及び群馬県企業局自家用電気工作物保安規程に基づき、点検を実施し、点検記録を整備します。 ○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断等の結果を受けて、施設の特性や安全性、経済性を踏まえつつ、予防的な修繕等を実施し、性能等の保持・回復を図ります。また、個々の設備の経過年数、劣化状況、故障や漏水の実績、設置又は布設状況、修繕部品の供給状況などの要素を総合的に判断し、重要性・緊急性により優先順位をつけて修繕・更新工事を実施します。 ○ 安全確保の実施方針 点検・診断等により危険性が認められる場合には、重要性や緊急性を勘案して、必要な工事等を実施します。 ○ 耐震化の実施方針 耐震計画を策定し、この計画にあわせて耐震化工事を実施します。 ○ 長寿命化の実施方針 定期的な点検により劣化の程度や原因の把握を行い、計画的な修繕・改良工事を実施することで、施設の長寿命化を図るとともに予算の平準化を図ります。修繕・改良工事については、維持管理のしやすさや耐久性などについても検討し、コストの縮減を図ります。 ○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針 業務の一部を民間企業に委託するなどして、効率的・効果的な管理運営を行い、サービスの維持・向上を図りながら、管理運営コストの縮減に取り組みます。

(3) 水道事業施設

対象施設	群馬県企業局が管理する水道事業施設（浄水場、管路等）を対象とします。
現状と課題	水道事業施設は、県央第一水道事務所及び県央第二水道事務所があり、県央第一水道事務所では、給水開始から30年を経過したことから、平成22年度に更新・改良計画を策定し、浄水処理施設の耐震化を含めた更新改良事業を進めています。また、他の施設についても、老朽化対策として計画的な改修・更新等を進める必要があります。
方向性	老朽化施設の改修・更新等に当たっては、事業費の平準化とトータルコストの最小化を図るとともに、広域的な水道用水供給を行うことにより、清浄にして豊富低廉な水の供給を行います。また、時代や環境の変化に的確に対応し、強靱で持続的に安全な水道用水供給を行います。
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総量適正化の推進方針 将来の施設の更新にあたっては、水需要に対応した適正規模を検討します。 ○ 点検・診断等の実施方針 土木工作物及び電気・機械設備について、群馬県水道事務所等保守管理規程及び群馬県企業局自家用電気工作物保安規程に基づき、点検を実施し、点検記録を整備します。 ○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検・診断等の結果を受けて、施設の特性や安全性、経済性を踏まえつつ、予防的な修繕等を実施し、性能等の保持・回復を図ります。また、個々の設備の経過年数、劣化状況、故障や漏水の実績、設置又は布設状況、修繕部品の供給状況などの要素を総合的に判断し、重要性・緊急性により優先順位をつけて修繕・更新工事を実施します。 ○ 安全確保の実施方針 点検・診断等により危険性が認められる場合には、重要性や緊急性を勘案して、必要な工事等を実施します。 ○ 耐震化の実施方針 令和7年1月に策定した、上下水道耐震化計画（水道）に基づき耐震化工事を実施します。 ○ 長寿命化の実施方針 定期的な点検により劣化の程度や原因の把握を行い、計画的な修繕・改良工事を実施することで、施設の長寿命化を図るとともに予算の平準化を図ります。修繕・改良工事については、維持管理のしやすさや耐久性などについても検討し、コストの縮減を図ります。 ○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針 業務の一部を民間企業に委託するなどして、安定的、効率的な管理運営を行い、サービスの維持・向上を図りながら、管理運営コストの縮減に取り組みます。

(4) 施設管理事業施設

対象施設	<p>群馬県企業局が管理する施設管理事業施設（ゴルフ場、格納庫、賃貸ビル、駐車場）を対象とします。</p>
現状と課題	<p>昭和 50 年代から 60 年代にかけて整備されてきた施設の老朽化が進んでいるほか、平成初期に整備された大規模施設の設備改修時期を迎え、修繕・更新費用の増大が懸念されます。このため、今後は計画的な修繕・改修を進める必要があります。</p>
方向性	<p>県営ゴルフ場事業運営方針を踏まえ、各ゴルフ場の状況に応じ必要な改修等を計画的に進めるほか、賃貸ビルの設備に係る修繕・改修計画に基づき適切な維持管理に努め、事業費の平準化とトータルコストの最小化を図るとともに、多くの県民・団体等に利用してもらえよう事業運営を行います。</p>
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総量適正化の推進方針 将来の施設の更新にあたっては、利用状況等を見極めながら適正な規模を検討します。 ○ 点検・診断等の実施方針 施設の機能不全がサービス低下に直結することから、施設管理の外部委託等を通じ、法令等に基づく定期検査のほか、日常的に点検作業を行っており、これらの報告結果等を施設の維持管理に活用します。 ○ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検、診断等の結果を受けて、施設の特長や安全性、経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保全・回復を図る「予防保全」を推進します。また、電気・空調調和設備等については、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び交換部品の供給状況などの要素を総合的に判断して修繕・改良工事を実施します。 ○ 安全確保の実施方針 点検・診断等により安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。 ○ 耐震化の実施方針 施設管理事業の施設は、1 施設を除き耐震性を確保しています。また、耐震対策が必要な 1 施設については、全面改修に着手しています。 ○ 長寿命化の実施方針 定期的な点検を行うことにより、施設の長寿命化に努めます。その際、今後の利用見込みや施設の安全性について検討し、トータルコストの縮減を図りつつ長寿命化に取り組むものとしします。 ○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針 指定管理者制度を導入している施設については、引き続き、適切な事業運営を実施し、利用の促進とサービスの更なる充実・向上を図ります。

(5) 病院事業施設

対象施設	群馬県病院局が管理する病院事業施設（県立病院）を対象とします。
現状と課題	県立病院には、経営の安定化とともに、医療提供体制の維持や医療の高度・専門化などの課題に的確に対応し、県民にとって安全で安心な高度・専門医療を継続して提供していく使命があります。病院の建物については、築後 30 年を経過し、建物・施設面の老朽化が進んでいるものもあるため、計画的な改修等を進める必要があります。
方向性	県立 4 病院においては、県内における各分野のセンター病院として、また、地域の拠点病院としての機能を確保するため、適切な建物・施設の維持管理を行うとともに、計画的かつ効率的な整備を進めることにより施設の長寿命化に努め、医療サービスの更なる向上と財政負担の軽減を図ります。
取組方針等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総量適正化の推進方針 県立病院を取り巻く環境、果たすべき役割を踏まえ、病院規模や病院機能の今後のあり方について、継続的に課題を整理し、検討します。 ○ 点検・診断・維持管理等の実施方針 各病院では、施設管理の外部委託により、法令等に基づく定期検査を実施するほか、日常的に施設・設備の点検作業を行っており、これらの結果に基づき施設の維持管理に努めます。 ○ 施設の修繕・更新等の実施方針 これまで実施した建物の劣化診断の結果を活用し、費用対効果の観点も踏まえて効率的かつ計画的な整備を進めます。 ○ 安全確保の実施方針 点検・診断等により、危険性があると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。 ○ 耐震化の実施方針 病院局が所管する病院施設の建築物は、すでに耐震性を確保している状況です。 ○ 長寿命化の実施方針 日常の点検・診断及び劣化診断の結果を活用し、計画的な修繕・更新を進めることにより、施設の長寿命化に努めます。その際、費用対効果を踏まえ、費用の節減にも努めます。 ○ 効率的な管理運営・資産活用の推進方針 省エネルギーの推進、管理委託業務の長期継続契約等による管理経費の抑制に努めるとともに、未利用資産の処分に向けての検討、自動販売機の設置場所の貸付などの収入確保対策に引き続き取り組みます。